

平成30年7月豪雨災害 の記録（東区版）



馬木地区の被災地

広島市東区役所
平成31年2月

目 次

I	災害の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 ～P 7
II	区役所の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8 ～P 16
III	地域における避難所運営・・・・・・・・・・	P 17 ～P 22
IV	保健師による被災者支援・・・・・・・・・・ (厚生部とりまとめ資料から)	P 23 ～P 30
V	災害ボランティアセンターの活動報告・・ (区社協取りまとめ資料から)	P 31 ～P 46
VI	広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 47 ～P 65
	チラシ 広報紙「市民と市政」 Facebook 記事	

別冊 「各地区自主防災会等による活動記録等」

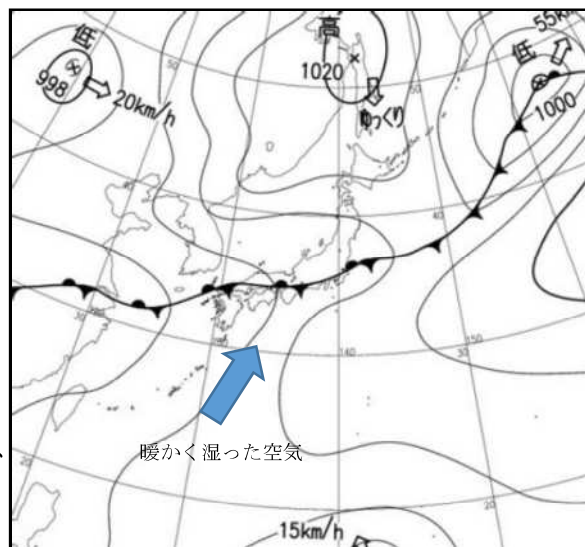
I 災害の概要

1 東区の地形

東区は、太田川河口デルタの北東に位置し、その区域は南西から北東に細長い地形で、全体的に丘陵や山麓が多い。主要な河川としては、西に太田川が、東に府中大川が、それぞれ南北方向に流れている。

2 気象状況

6月29日9時に日本の南で発生した台風第7号は、7月3日夜対馬市付近を北北東へ進み、4日3時には萩市の北北西約140キロに達した。台風は同日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わったが、この低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、また、暖かく湿った空気が流れ込んだため、広島市では、6日昼過ぎから7日明け方にかけて大雨となり、6日19時40分には、広島市に初めて大雨特別警報が発表された。



7月6日の天気図

出典：広島地方気象台「平成30年7月3日から8日にかけての台風第7号と梅雨前線による大雨について（広島県の気象速報）」
http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/shiryo/oshirase_20180709.pdf ※一部加筆修正



3 被害状況

東区では、土石流やがけ崩れの発生による道路や民地内への土砂の流出、流木等による河川の護岸崩壊、内水氾濫による浸水被害など、各地で大きな被害が発生した。中でも被害の大きかった地区について、以下列挙する。

(1) 福田地区



福田地区の被災地

福田地区では、二ヶ城山で発生した土石流が上条地区南側の谷筋を流下し、人的被害こそ無かったが、家屋の全壊を含む大きな被害が発生した。

国が、ワイヤーネット等の応急対策を施工済みであり、砂防堰堤の建設も予定している。



被災家屋



被災家屋

(2) 馬木地区



馬木地区の被災地



土石流発生の起点となった林道法面の崩壊箇所



犠牲者の出た地点



土石流による大谷川護岸の崩壊によって宅地内を流れる濁流

馬木地区では、呉婆々宇山（ごさそうざん）で発生した土石流が大谷川を流下し、1名の人命が失われたほか、家屋の全壊を含む多くの建物被害や、河川の護岸崩壊など、甚大な被害が発生した。

福田地区と同様、国が、ワイヤーネット等の応急対策を施工済みであり、砂防堰堤の建設も予定している。

(3) 温品、上温品学区



府中大川護岸の崩壊により陥没した道路



府中大川護岸の崩壊により倒れた電柱



府中大川護岸の崩壊により崩落した道路と家屋の基礎部分



府中大川に堆積した土砂の浚渫工事の様子

温品、上温品学区では、府中大川の増水により、多くの地点で護岸が崩壊し、沿岸の家屋の全壊や、道路の陥没・崩落等、大きな被害が発生した。

上流の地域で発生した土石流の影響により、府中大川の中・下流域では河川内に大量の土砂が堆積したため、河川管理者の県が、7月24日から9月5日まで浚渫工事を行った。

(4) 戸坂学区



浸水した戸坂樋門付近

戸坂学区では、太田川の支流である戸坂川の増水により、広い範囲で浸水被害が発生した。

(5) 早稲田学区



早稲田学区の被災地

早稲田学区では、牛田山で発生した土石流が谷筋の住宅を襲い、家屋の全壊を含む大きな被害が発生した。

東区の被害状況一覧

(平成30年12月21日現在)

被害区分	被害内容			
人的	死者	1名		
建物（民有）		計	(内訳)	
			住家	非住家
	全壊	27棟	20	7
	半壊	17棟	17	0
	一部破損	23棟	22	1
	小計	67棟	59	8
	床上浸水	43棟	38	5
	床下浸水	88棟	86	2
	小計	131棟	124	7
	計	198棟	183	15
建物（市有）	床上浸水	1ヶ所		
電気	停電	100戸（復旧済）		
下水道	下水管の破断等	5ヶ所（復旧済）		

注）今後の詳細な調査等により被害状況が変更される場合がある。

Ⅱ 区役所の災害対応

1 区災害対策本部の設置

7月5日の朝から東区内全域で雨が降り始め、9時21分に大雨警報の発表と同時に警戒体制を敷いた。同日夕方には、多い所で1時間に22mmの降雨を観測し、同日夜には一旦弱まりを見せたものの、翌6日の朝から再び雨が強まった。同日14時05分、土砂災害警戒情報の発表と同時に東区災害警戒本部を設置し、14時08分には、東区全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令した。さらに、同日14時25分には、土砂災害危険度情報が基準に到達したため、東区災害対策本部に移行し、14時34分、該当する小学校区（10校区）に対して避難勧告を発令した。その後、その他の小学校区（3校区）に対しても、土砂災害危険度情報が基準に到達したことにより、15時25分（1校区）と18時10分（2校区）に、順次避難勧告を発令した。

【7月5日（木）】 気象状況等及び東区の体制

時間	気象状況等	本市の体制
1時34分	大雨注意報 発表	広島市東区注意体制 設置
9時21分	大雨警報 発表	広島市東区警戒体制 設置

【7月6日（金）】

時間	気象状況等	本市の体制
10時06分	洪水警報 発表	広島市東区警戒体制 設置（継続）
14時05分	土砂災害警戒情報 発表	広島市東区災害警戒本部 設置
14時25分	5キロメッシュ 1時間後に基準値超過	広島市東区災害対策本部 設置
19時40分	大雨特別警報 発表	

避難情報の発信・発令状況

発令時間	情報種別	原因	対象区域（小学校区名）
8時00分	注意喚起	土砂	全市
10時14分	注意喚起	洪水	全市
14時08分	避難準備	土砂	東区全域
14時34分	避難勧告	土砂	戸坂、戸坂城山、東浄、牛田新町、牛田、早稲田、中山、尾長、矢賀、白島（東区）
14時52分	避難準備	洪水	温品、上温品
15時08分	避難準備	洪水	尾長、矢賀
15時25分	避難勧告	土砂	福木
18時10分	避難勧告	土砂	温品、上温品
18時22分	避難勧告	洪水	温品、上温品
18時28分	避難準備	洪水	戸坂、牛田新町、牛田
18時42分	避難勧告	洪水	尾長、矢賀
18時57分	避難指示（緊急）	洪水	温品、上温品
19時43分	避難指示（緊急）	土砂	全市

2 区災害対策本部各班の活動状況

(1) 本部

東区災害対策本部は、区長を本部長として、副本部長（副区長、厚生部長、建設部長）以下、5つの班（情報収集班、調査・応急復旧班、輸送班、避難収容班、救援救護班）で組織し、避難情報の発信・解除などを行った。

区災害対策本部設置後、毎朝9時から各課及び東消防署で構成する災害対策本部会議を開催し、会議では、応急復旧工事の進捗状況、被災者の支援状況、避難所の運営状況、災害ボランティアセンターの活動状況等について各班から報告し、本部員間の情報共有を徹底するとともに、関係部署と連携して被災者に的確な情報提供等を行った。

(2) 情報収集班

区政調整課、地域起こし推進課、会計課、温品出張所の職員で構成され、主

な業務内容は、気象情報等の収集・提供、被害情報の収集・関係課への伝達、市災害対策本部への被害情報の報告、報道機関への対応やホームページの更新、広報・避難誘導活動の実施などである。

また、避難勧告等の発令・解除の実施や災害対策本部の運営といった総括的な業務、職員動員、公用車等の確保、市民からの相談・問い合わせへの対応、罹災証明書の発行や必要書類等の作成などの庶務的業務も行った。

土砂災害発生後は、区災害対策本部にも市民から多くの通報があったことから、情報の収集、整理に注力し、速やかに関係課に伝達するよう、早期対応に努めた。さらに、フェイスブックを活用し、被災者に対する支援策等の情報を、発災直後の7月9日から8月3日まで合計41回にわたって発信した。

(3) 調査・応急復旧班

維持管理課及び地域整備課の職員で構成され、主な業務内容は、道路、河川、公共施設等の被害状況の調査、情報収集班との連絡調整及び情報整理、応急措置及び応急復旧の実施、下水・公園施設の維持及び防護等、道路交通規制及びその規制情報に関する事などである。

発災直後から、土砂崩落や浸水被害等に係る通報が東消防署及び区災害対策本部に約600件寄せられ、東消防署と連携しながら5班体制を構成し、現地調査及び応急対応に当たった。また、道路規制が必要となる箇所については、東警察署と連絡調整の上、二次被害が生じないよう速やかに対策を行った。被害状況が明らかになってからは、一刻も早く復旧を進めるため、国、県と連携し、災害協力事業者の協力も得て応急復旧工事に当たった。

(4) 輸送班

建築課の職員で構成され、主な業務内容は、避難所への食事及び物資等の輸送である。

避難所生活が長期化する中、本庁からの応援職員を動員して、毎食の輸送や適宜の物資等輸送に対応した。なお、昼食については、業者に、直接、避難所に納品してもらうとともに、朝食・夕食についても、毎日、指定した時刻に確実に納品してもらうなど、各業者からの協力を得て、食事の定時輸送に努めた。

(5) 避難収容班

生活課、市民課及び本庁等の職員で構成され、主な業務内容は、避難所の開設・運営、避難者への支援、避難所運営要員の派遣である。

7月6日14時08分に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたことに伴い、区内12か所に指定緊急避難場所を開設し、本庁職員2名、区職員1名の3名一組を各指定緊急避難場所に配置して運営に従事した。

その後、福木集会所及び温品小学校が生活避難場所となったことから、本庁等の職員を2名ずつ交替で派遣し、8月9日の全避難所閉鎖までの間、被災者支援に当たった。

(6) 救援救護班

地域支えあい課、福祉課及び保険年金課の職員で構成され、主な業務内容は、要配慮者の安否確認及び救護、被災者の医療救護、被災者の心身の健康管理、救援物資の保管、調達及び提供などである。

7月6日14時08分に避難準備・高齢者等避難開始発令後、避難所を開設した際、聴覚障害者にファクスで情報提供を行った。また、7月10日から7月16日まで、床上浸水した家屋の住民からの申し出に応じて、消毒剤を配付した。7月17日以降は、市災害対策本部が消毒剤を配付し、救援救護班は防疫に関する電話相談等に応じた。

7月7日から8月9日にかけて、食事や飲料、日用品などの発注を行い、避難所の生活必需品を調達した。当初は、発注した物品、特に飲料水の納品に時間を要したことから、被災者の要望に迅速に応えることができない場面が生じたが、納品状況を考慮した発注を行うことで、必要物資の適切な提供に努めた。

なお、この度の災害では、「被災者に寄り添う支援」を命題に、特に、被災者の医療救護及び心身の健康管理、生活再建に向けた支援に以下のとおり注力した。

7月7日には、地域支えあい課の医師1名と保健師6名が、区内全ての避難所を巡回し、被災者全員に声を掛けて心身状況の確認や困り事の相談を行うことで、被災状況を早期に把握した。7月8日以降は、保健師2名1組の2チームを結成し、地区担当保健師を中心に避難所の巡回を継続することにより、被災者と信頼関係を築きながら相談・支援を行った。さらに、7月10日からは、

避難所から自宅へ戻った被災者宅等への戸別訪問による支援も開始するなどして、地区担当保健師が一元的な窓口となり、被災者の心身の健康状態のみならず、被災状況や今後の生活再建の意向等を詳しく聞き取り、区役所内外の関係部署と連携して適切な支援に結び付けた。

戸別訪問の他には、被災地域の近くに相談窓口を設ける機会を作り、区医師会の医師にも健康相談に従事してもらうなど、関係機関等の協力を得ながら被災者の利便性を考慮したきめ細やかな支援に努めた。

3 関係機関との連携

(1) 東消防署との連携

区災害対策本部設置時に、市地域防災計画に基づき、情報連絡員として東消防署へ区政調整課職員を相互派遣した。また、区災害対策本部会議に東消防署長等の出席を依頼し、情報共有を図るとともに、連携して被災現場の対応に当たった。

(2) 東警察署との連携

東警察署には、避難の呼び掛けや避難誘導を実施していただいた。また、各避難所への避難者数について定期的に情報提供を行った。台風第12号接近時には、同署から情報連絡員として区災害対策本部へ職員を派遣していただいた。

(3) 国との連携

大規模土石流が発生した福田地区、馬木地区については、TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）が、現地調査後にワイヤーネットの設置等の応急対策を行った。

(4) 県との連携

砂防河川等の応急復旧については、管理区分にとらわれず県・市で柔軟に対応範囲などを調整し、迅速に対応した。

(5) 災害ボランティアセンターとの連携

被災地の現状や被災者の要望等をいち早く情報共有するため、東区社会福祉協議会（東区災害ボランティアセンター）と東区地域支えあい課及び地域起こし推進課で、原則毎日18時から、災害ボランティアセンター連絡調整会議を開催し、その結果を、翌日の区災害対策本部会議で報告することで情報共有を図った。このことにより、災害ボランティアセンターと東区が共通認識を持ち、被災者に寄り添う迅速な対応につながった。

4 避難所の開設・運営

7月6日14時08分に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたことに伴い、東区では指定緊急避難場所12か所を開設し、本庁職員2名、区職員1名の3名一組を各避難所に配置した。

その後、大雨特別警報が発表され、19時43分に東区全体に避難指示が発令されたことに伴い、7公民館を指定緊急避難場所として追加開設し、全19か所で避難者の受入れを行った。なお、福木学区については、福木集会所が収容人数を超えたため、福木小学校を指定緊急避難場所として追加で開設した。その他、地域が主体となり、虹の里第2特別養護老人ホーム等合計7か所を避難所として開設した。

気象状況の悪化に伴い多くの住民が避難所に一時避難した。東区全体ではピーク時で1,500名超の避難者を受け入れ、大きな被害が出た福木学区では400名近くの住民が避難した。

(1) 福木集会所

避難所運営職員は、避難者の受入れの際、避難者名簿を作成して区災害対策本部へファクス又はメールを送信するとともに、毎正時に避難者数を区災害対策本部へ報告した。また、必要に応じて備蓄倉庫から食料等の提供、毛布・断熱シートの貸与を行うなど、一時避難者の対応に当たった。

避難所として、長期の被災者支援に移行してからは、自主防災組織役員が中心となって、避難所運営を行った。食事の提供や支援物資等の受付・提供等についても、救援救護班と密に情報共有を図りながら、自主防災組織役員や地域の支援者と連携して行った。特に、自主防災組織、女性会及び女性消防隊は、区役所と連携して、指定緊急避難場所開設時の迅速な施設の開設、職員との協

同による避難者の受入れなど、初動から積極的に支援に当たっていただき、避難所の運営では、炊き出し、食料等の必要数の把握、ボランティアとの連携・調整など、避難所の開設から閉鎖まで、多大な尽力をいただいた。避難所には、地域団体や企業等からの差し入れや物資の支援も多数寄せられた。なお、集会所の大広間と一部の個室にはエアコンが設置されていたが、未設置の部屋にエアコンを設置したことで、避難所の環境整備と熱中症防止に寄与した。

8月9日、避難していた被災者が全員退所したため、避難所を閉鎖した。

(2) 温品小学校

避難所として、長期の被災者支援に移行してからは、利用している特別教室がタイル床のため段ボールベッドを設置するなど、避難所の環境整備を図った。また、特別教室には冷房設備がなかったため、福木集会所と同様、エアコンを設置したことにより、避難所の環境改善につながった。

避難所運営に当たっては、温品小学校においても福木集会所と同様に、自主防災組織役員や地域の支援者に多大な尽力をいただいた。

7月23日、避難していた被災者が全員退所したため、避難所を閉鎖した。

避難者数

小学校区	避難所	7月7日（土） 最大避難者数	
		世帯数	人数
福木	福木集会所	23世帯	49人
	福木小学校	95世帯	255人
	福田公民館	7世帯	14人
	馬木公民館	25世帯	51人
温品	温品小学校	41世帯	96人
	温品公民館	6世帯	14人
上温品	介護老人保健施設 ウェルフェア	51世帯	122人
戸坂	戸坂小学校	70世帯	172人
	戸坂公民館	0世帯	0人
戸坂城山	戸坂城山小学校	21世帯	50人
東浄	東浄小学校	32世帯	81人
牛田新町	牛田新町小学校	35世帯	94人
	牛田公民館	1世帯	1人
牛田	牛田小学校	38世帯	86人
早稲田	早稲田集会所	14世帯	20人
	早稲田公民館	6世帯	14人
中山	中山小学校	63世帯	167人
	中山福祉センター	19世帯	38人
	中山大堤集会所	32世帯	64人
尾長	尾長小学校	38世帯	101人
	二葉公民館	1世帯	3人
矢賀	矢賀集会所	23世帯	50人
計		641世帯	1,542人

注1）最大避難者数については、東区全体の避難者数が最大となった時間帯の、避難所ごとの内訳を示したものであり、この人数が最大でない避難所もある。

注2）これらの他に、地域が主体となり、「ケアハウスラポーレひろしま」、「虹の里第2特別養護老人ホーム」、「比治山大学」、「特別養護老人ホーム寿老園」、「温品集会所」等を避難所として開設した。

5 被災者相談窓口

7月11日、温品小学校、福木集会所及び東区役所の3か所に被災者支援総合窓口（ワンストップ窓口）を設け、休日も含めて対応し、9月末時点までで延べ300件超の相談があった。

また、ワンストップ窓口とは別に、東区独自の取組として、高齢者や障害者など窓口へ出向くことが難しい被災者を対象に、被災地に近い虹の里ふれあいセンターにおいて、馬木地区社会福祉協議会の協力を得て、7月18日から31日（29日を除く。）まで、相談窓口を設置し、毎日13時30分から15時までの間、保健師とケースワーカーが常駐して健康や生活面の困り事などの各種相談に応じるとともに、それ以外の時間には、必要に応じて保健師とケースワーカーがペアで戸別訪問を行う巡回相談を実施するなど、被災者に寄り添った相談体制の充実に努めた。

なお、7月20日から22日までの3日間については、10時から17時までの間、東区医師会の協力を得て、住まい、健康、各種支援メニューなど幅広く相談を受け付ける総合相談会を開催した。

6 復旧・復興に向けて

被災した河川護岸、道路、橋りょう等については、市民生活に大きな影響が生じないよう、国、県と連携し、災害協力事業者の協力も得て、9月中に応急復旧工事を完了した。

本復旧に当たっては、国の災害査定を受けた後、速やかに災害復旧工事に着手することとしている。

また、大規模土石流が発生した福田地区、馬木地区では国が砂防堰堤を、戸坂地区、牛田地区では県が治山堰堤を整備することとなっており、東区ではそれぞれ下流部の流路工を整備することとしている。

一刻も早く地域住民に安心して暮らせる生活を取り戻していただけるよう、国、県と連携を図りながら、復旧・復興に向けて着実に取り組んでいくこととしている（いずれも平成30年12月末現在）。

Ⅲ 地域における避難所運営

東区管内で、人的物的に最大の被害があった福田・馬木地区、並んで長期に避難所を開設運営した温品学区はもちろんのこと、東区管内で避難所開設及び運営について、運営要員やリーダーであった東区の自主防災会連合会長等に対して、ヒアリングとアンケートを実施した。各地区作成の災害記録等と併せた結果については以下のとおりである。

東区各自主防災会活動について（アンケート結果）

1 災害発生後、避難所開設・運営等の連絡を受けた状況について

- (1) 今回、東区で開設した避難所は、開設及び運営が円滑に行われましたが、実際に開設・運営に携われた皆さんは、その**最大の理由**は何だと思いませんか？

・100%円滑だとは判断していません。自主防災の担当者の指示を、みんなが反対も無く従ってくれたからだと思う。	中山
・避難者に安全、安心を感じてもらうこと。	東浄
・避難者の若い力を活用できた。 ・学区自主防災会の協力（運営担当者間のコミュニケーション、担当者交代のタイミング等）には課題を残す。勉強になりました。改良の余地を多く見出せました。	温品
・避難された方の危機感。避難所施設提供の山崎病院の協力。（急遽、施設1Fを利用させて頂いた。）区役所、防災士、防災委員、地域団体役員の協力があった。 ・避難者へ自然に声かけをすることが出来た。付近へ声かけをして、一緒に声かけをした。 ・避難所内で、困りごとを聞いて回ったりした。	温品女性会
・学校が平日（木）の日中（午後2時過ぎ）であったため、学校側で受け入れ態勢を整えていただいていたことで、スムーズに開設運営が出来た。	戸坂城山
・災害は発生していない。牛田新町3丁目第3町内会東部の左右の小川は、満水危険水位まで達しておらず、19:30分頃自主防災としては避難指示を出していない。 牛田交番のスピーカーで避難の呼びかけがあり、避難した人が95名牛田新町小学校に避難した。	牛田新町

・ 早稲田学区は、集会所を開ける要員について、地域に 2 名常駐出来る体制を確保しており、避難情報が出てから 10 分以内で避難所が開設できた。 ・ 良好な避難所運営体制の確保のため、主要要員が速やかに集まるとともに、近隣住民が各種協力に尽力してくれた。 ・ 関係各所との情報交換、連携がスムーズに図れた。	早稲田
・ 避難者多数のため、施設管理者により 1 階に避難場所を追加していただいた。また、水、非常食他の差し入れを頂いた。地元企業より、パンの差し入れを頂いた。	上温品
・ 今まで、空振りでも避難所を開設していたこと。	福田
・ 平素から、各種団体との横の繋がりがあった。(紙芝居を通じて、女性会・自主防災会・女性消防隊が防災を軸に。) また、他学区との交流も日頃から実施していたから。	福田・女性消防隊
・ 今回の災害では、ライフラインの途絶が無かった。運営上は幸運であった。	馬木

(2) 当日、開設の連絡を受けた**時間、手段、相手等**を教えてください。

【時間・場所】

・ 14 時 14 分頃、自宅にて連絡を受けた。(5 人) ・ 14 時頃、避難準備情報発令の事務連絡を受けた。 ・ 14 時 09 分。自宅で待機中に連絡を受けた。 ・ 15 時頃に受けた。 ・ 16 時に自宅にて連絡を受けた。 ・ 小学校にて連絡を受けた。 ・ 14 時 30 分頃、電話にて区役所より自宅で。その後、ウェルフェアへ行った。
--

【手段】

・ 電話で受けた (8 人) ・ メールで避難情報発令を知った。 ・ 牛田交番の呼びかけ。

【相手等】

- ・ 東区災害対策本部（地域起こし推進課）からの連絡（9人）
- ・ 東区災害対策本部から連絡を受けた後、携帯メールで情報収集を実施。

（3） 連絡を受けた直後は、自分及び家族の安全確認、確保は出来ましたか？

【自分の安全】

- ・ 確保できた（7人）
- ・ 避難所開設に携わるため、率先して避難した。
- ・ 用水路が増水していたため、迂回して避難所へ急行した。
- ・ 避難所までの確保を実施した。
- ・ 自宅周囲の状況を確認した。

【家族の安全】

- ・ 確認できた（7人）
- ・ 避難所開設は妻の協力でスムーズに出来た。その他の家族は、勤務先でそれぞれに適切な避難行動をしたと信じています。
- ・ 近所に声かけし、避難を早期に行うように伝言。
- ・ 自宅での安全確保はOK。
- ・ 自宅の家族安全は確認した。

（4） 開設後、運営主導（リーダー）の役割は、誰が実施しましたか？

・ 自主防災会長	9人
・ 女性会、その他	2人

（5） 皆さんが、避難所開設、運営を実施する際に、最も気を使われた点は何ですか？

また、訓練通りに開設、運営は出来ましたか？

【気を付けた点】

- ・ 避難者に安心してもらう事に気を付けた。
- ・ 地域ごとに、同一避難教室に案内する等配慮した。
- ・ 幼児連れ家族に意を払った。
- ・ 今回は避難者 167 名あり。（トイレの問題）
- ・ 一時避難であり、特に対応していない。

- ・収容人員 50 名に対し、123 名避難、⇒ 1 F で別の場所も開放した。（ウェルフェア）
- ・避難者の事情に合わせた居住環境の確保に努めた。例えば、心の病のある家族のいる避難者、ペット連れの避難者などに対しては、専用室で避難してもらう等の工夫を行った。
- ・地域の協力により、食材を持ち寄って朝食を提供することが出来た。

【開設、運営はうまくできた】

- ・大体できたと思う。（5 人）
- ・一度に大多数が避難したため、対応する体制に課題があった。
- ・大声を出す男性があり、一時不安な空気となった。
- ・女性会と消防団女性隊の協力が大きかったです。
- ・1 F と 5 F に分かれたので、予定外の運営であった。（ウェルフェア）
- ・避難所近隣住民の協力で、良好な避難所運営体制を維持できた。

【運営上の課題】

- ・開設が長期になった際の、役員の手配を今後どうするか。
- ・HUG ゲーム等、訓練の重要性を感じた。
- ・開校時以外の時間帯は、2 段階の避難所開設となる。（体育館⇒校舎）学校の申し出によるものである。
- ・人数が多い場合の振り分け。エアコンが無いことが今後の課題である。

2 その他

- (1) 自主防災会の活動として**取り組むべき事**、また既に**取り組んでいる事**があれば教えてください。

・避難訓練をしていますが、多くの人に訓練に参加してもらおう。	東 浄
・今年度の豪雨災害の教訓を踏まえ、今年度 9/9 温品公民館とタイアップして防災フェアを開催。温品学区各種団体の協力を得る事が出来た。	温 品
・防災マップ（わがまち防災マップ）作成を進めていく。 ・学区内自主防災会へ防災士の配備と育成を取組中である。	戸 坂 城 山
・避難所が牛田新町小、牛田中になっているが、両校とも避難危険な場所 で不適である。比治山大学と協定を結んでいるので、ここの門を開けるよ うにしていこう。	牛 田 新 町
・被災者への対応を、もっと真剣に考えることが必要と感じた。	尾 長
・住民への避難判断の徹底をしたい。 ・わがまち防災マップの改訂（平成 30 年度豪雨災害を反映したもの）を実 施したい。	上 温 品

- (2) この度の災害を踏まえた、**地域の課題**がございましたら、教えてください。

・高齢者の多くが車で避難するので、避難所の駐車場所が狭いこと。	東 浄
・地区防災計画制度の充実（地域コミュニケーションの重要性）を図りたい。 ・自分の命は自分で守る。（地域の絆。特に避難行動要配慮者への呼びかけ の手段を）マニュアル化する必要性がある。	温 品
・一時避難場所に敷きシート、毛布、最低限の食料の常設要望があった。 ・グランド照明灯の点灯を考慮してほしい。	戸 坂 城 山
・県の土砂災害指定で地域の避難所（地域で定める避難所）が無くなりました。	福 田
・東区建設部にお願いし、牛田新町三丁目町内会東部の小川にごみ除けの 格子を 2 か所設置完了している。ゴミを除去し下流の暗渠（あんきょ）が 詰まらないよう二名の防災士候補に管理を行ってもらい、ゴミが引っかか らなくても、水がオーバーフローし始めたら町内会長が避難指示を出す。	牛 田 新 町
・各町内会、自治会における「防災組織」の確立が必要である。	尾 長

・避難所の許容人数（50名）が小さく、上温品学区へ大きな避難所が必要である。	上温品
・避難所運営スタッフの固定化、長期化による負担増加。これを解消するために運営マニュアルの改良が必要である。 ・避難者が居住する町内の要員がない場合、避難者の個別の事情が分らない。 ・テレビが無く、情報入手ができず苦勞した。 ・集会所、公民館ともに備蓄倉庫が無いため、避難者に物品を提供できなかった。 ・要支援者名簿の確実な活用が出来なかった。仕組みづくりの検討が必要である。 ・障害者用トイレの未対応（早稲田集会所）について早期整備を望む。 ・福祉避難所への要請が、円滑に行えるように、運営要員の学習、訓練が必要です。 ・避難所運営のための資金がほとんど無い。今後は運営資金の確保が必要である。 ・地元の指定緊急避難場所への正しい情報発信、周知が必要である。 ・手ぶらで訪れる避難者への対応として、地域住民へ非常持ち出し品を準備し、持参させるための周知が必要である。	早稲田



広島市東区もてなしの
シンボルマーク

IV 保健師による被災者支援

東区地域支えあい課

1 東区の組織再編について



区役所厚生部の再編

東区役所厚生部では、平成30年4月に他の7区に先駆けて組織再編を行いました。

地域共生社会の
実現に向けて

区役所厚生部（福祉事務所・保健センター）

●「地域支えあい課」の設置

- ・地域福祉の担い手となる地域団体などの一元的な窓口
- ・地区担当保健師が担当地区全体のマネジメントを担当



●「福祉課」の設置

高齢・介護・児童・障害など福祉制度全般を所管



「自助」「共助」「公助」を組み合わせ、課題に応じた縦割りではなく、
様々な課題を抱えた方を積極的に支援する「包括的な支援」体制を構築

保健師の地区担当制の導入

赤ちゃんから高齢者まで、すべての住民が住みやすい地区となるよう、地区担当保健師が保健・医療・福祉に関する行政の地域の窓口として、専門的な見地から地域団体や関係機関等とともに地域づくりを推進

各種相談・支援

赤ちゃんから高齢者まで、全ての世代に対する、育児や健康づくり、介護予防等に関する相談・支援

関係機関との連携

- ・ 保育園や学校等の教育機関
- ・ 医療機関や地域包括支援センター等の専門機関
- ・ 民生委員児童委員協議会等の地域団体 など

健康に関する普及啓発

- ・ 生活習慣病予防についての普及啓発
- ・ 子どもと親の健康づくりに関する育児講座 など

地区担当保健師

困難な課題を抱えた方への対応

- ・ 8050問題、ゴミ屋敷など、複合的な課題を抱えた世帯
- ・ 高齢者虐待、**児童虐待**対応 など

2 保健師による被災者支援について

- (1) 避難所巡回支援**
- (2) 戸別訪問**
- (3) 総合相談・被災者巡回相談**
- (4) 災害ボランティアセンター連絡調整会議**

(1) 避難所巡回支援

災害が発生した翌日から、医師、保健師が2チームに分かれ避難所巡回支援を行いました。
心身の健康状態に合わせて、家屋の被災状況や困りごと等について聞き取りを行い、必要な支援を行いました。



◆ 避難所の巡回相談延件数：170世帯、247人

(1) 避難所巡回支援

医療機関と連携した支援

- ・ 着の身着のまま避難したため、常備薬（血圧の薬など）を持ってきていない高齢者
 - ・ 熱中症の疑いで体調不良の高齢者
- 主治医へ連絡し、避難所への往診や点滴等の治療について調整



エコノミークラス症候群の予防のため、被災者と一緒にラジオ体操



(1) 避難所巡回支援

専門職チームの派遣

DEAT (災害派遣精神医療チーム)



精神科医や看護師等を構成員とし、
避難生活が長期化する被災者に対する心の相談や精神科等の専門医療機関への紹介、眠剤等薬の処方などを行う。

JRAT (大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)



リハビリテーション専門医や理学療法士、作業療法士等を構成員とし、
歩行が困難な高齢者に対する支援を行う。

(2) 戸別訪問

- ◆ 避難所を退所された方や被害の大きかった地域にお住まいの方を対象に保健師が戸別訪問を行った。
- ◆ 支援にあたっては、仮住宅の確保や見舞金の申請等各種支援策にも積極的に関与し、被災者のニーズの把握や制度の所管課につなぐなどの支援を行った。



◆ 個別訪問延件数：
122世帯、237人 ※平成30年12月末現在

(3) 総合相談・被災者巡回相談

総合相談の開催【7月20日から22日までの3日間】

被災者用の仮住宅の相談に合わせて、医師や保健師による健康相談や、罹災証明や災害見舞金等の各種申請受付、生活再建に向けた支援を行った。



被災者巡回相談【7月18日から28日まで、30日及び31日の延べ13日間】

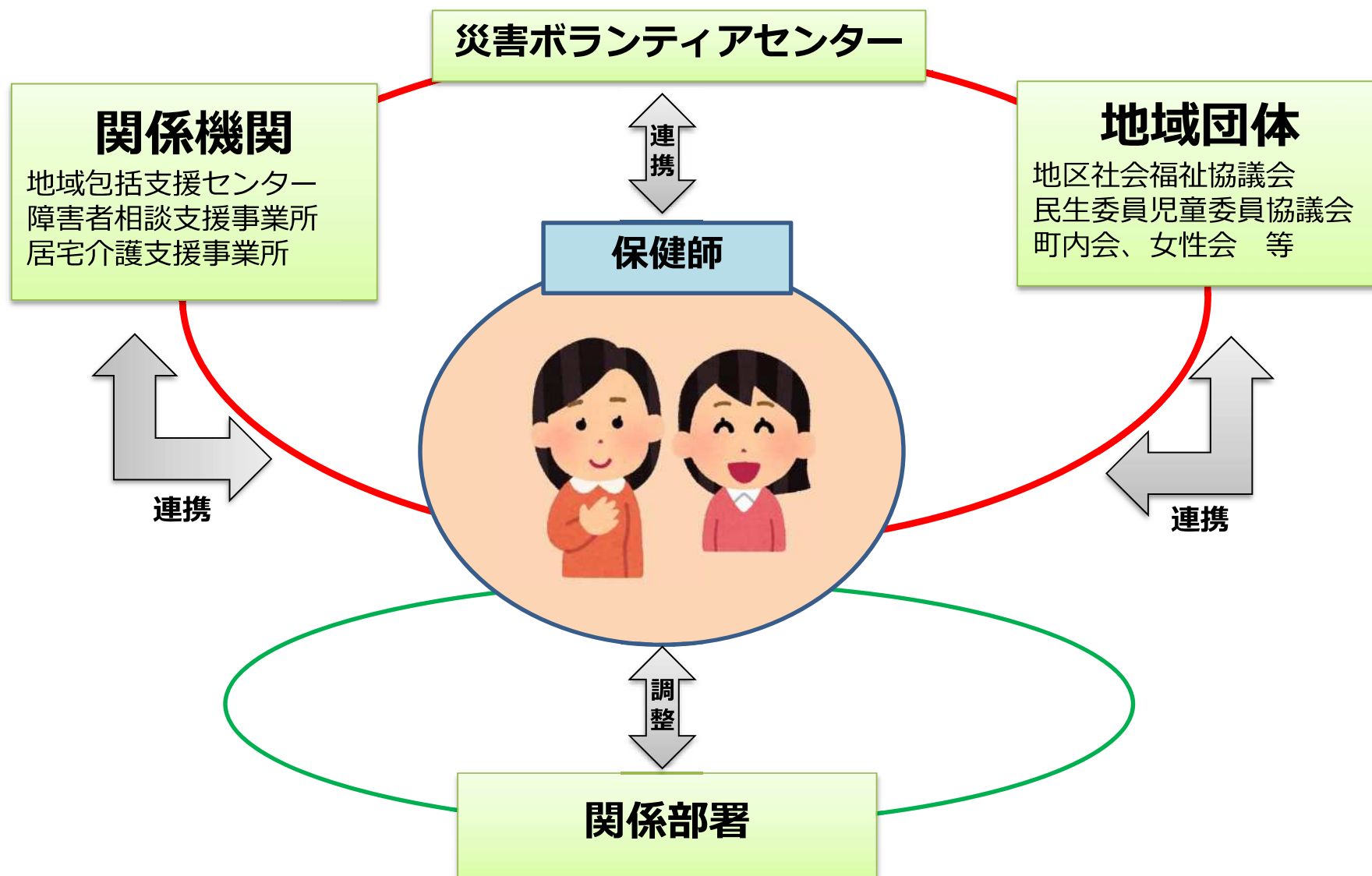
高齢者や障害者など区役所に出向くことが難しい被災者に対し、被災地に近い施設（虹の里ふれあいセンター）に相談拠点を設置し、保健師とケースワーカーが常駐し、各種相談に応じたり、必要に応じて戸別訪問を実施した。

(4) 災害ボランティアセンター連絡調整会議

7月9日から災害ボランティアセンター連絡調整会議に地域支えあい課の保健師が参加
※8月上旬まで毎日開催、以後、週1回程度開催中



保健師の被災者支援における関係機関等との連携イメージ

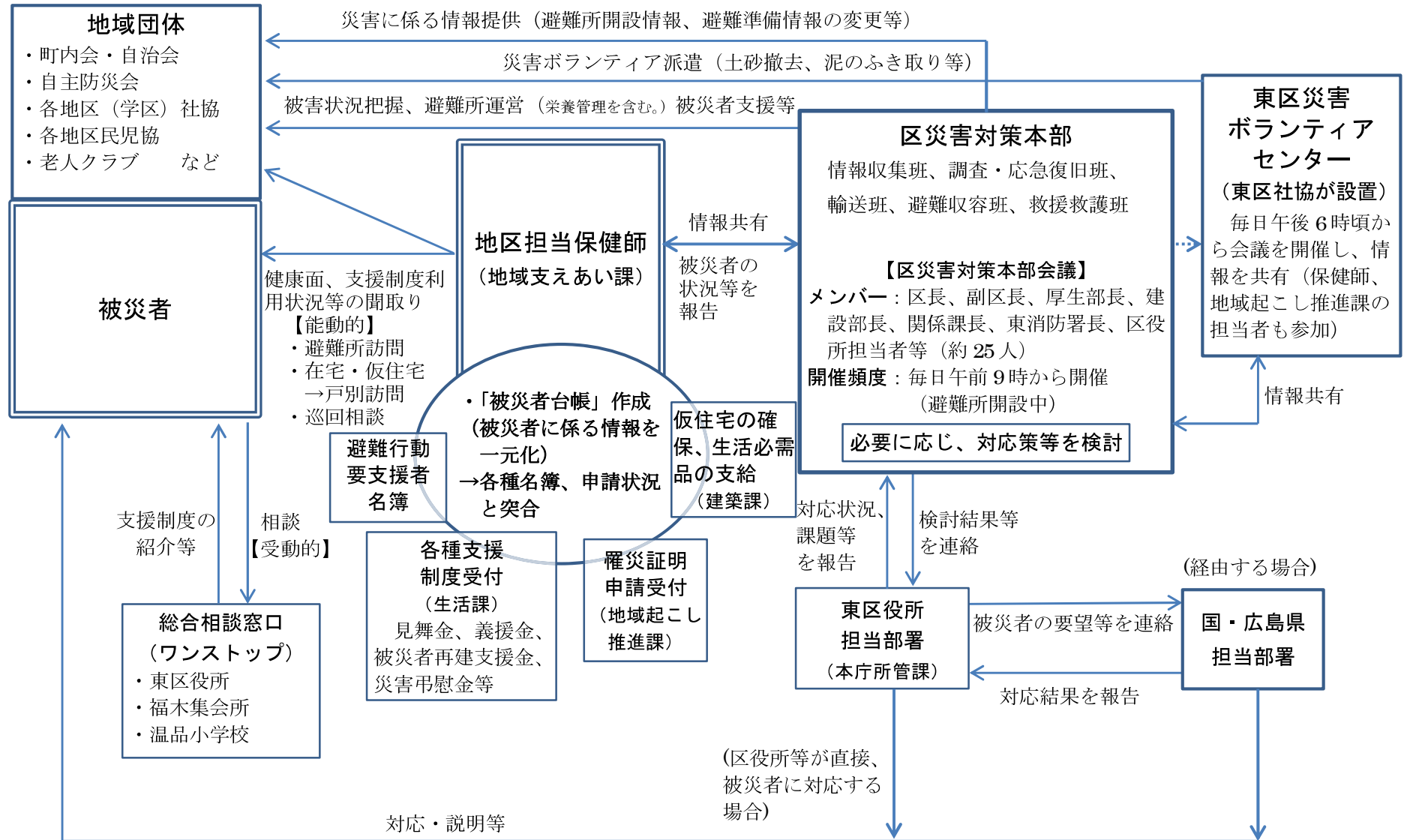




3 まとめ

- ◆ 4月の厚生部再編により、地区担当保健師が出向き地域団体等と顔の見える関係づくりを行っていたことで、避難所での健康相談や被災地の戸別訪問を円滑に実施することができた。
- ◆ 地区担当保健師が、被災者から聞き取った心身の健康状態と被災状況、罹災証明書の発行状況や災害見舞金等の申請状況など、被災者に係る各種の情報を一元管理することにより、必要な支援策を迅速かつ遺漏なく受けられるよう支援することができた。
- ◆ 高齢者や障害者など区役所等へ出向くことが難しい被災者に対し、地区担当保健師が仮住宅の申込に必要な住民票の代理取得や生活必需品の代行申請を行うなどの支援を行い、さらに、申込後は、建築課を通じて進捗状況を確認し、随時伝えることで被災者の安心感を醸成することができた。
- ◆ 区災害対策本部会議を毎日開催していたため、区役所内の関係部署との連携が図りやすく、新しい支援策の情報をいち早く入手した上で、地区担当保健師等が被災地に出向き、被災者に説明することで、迅速な対応につながった。一方、地区担当保健師が被災者から聞き取った困り事（例：自宅の改修工事開始時期を決めたいが護岸応急復旧のスケジュールが分からず困っている。）についても、直ちに区災害対策本部に報告し、素早く関係部署へ伝達できたことで、迅速な対応につながった。
- ◆ 避難所から自宅に戻るための支援や仮住宅への入居支援を行ったことで、避難所の早期閉鎖につながった。

平成30年7月豪雨災害における東区の被災者支援体制フロー図



自分たちのまちを自分たちで守るために
～平成30年7月豪雨災害の経験から～

V 災害ボランティア センターの活動報告

平成30年12月8日
広島市東区社会福祉協議会



1

主要内容

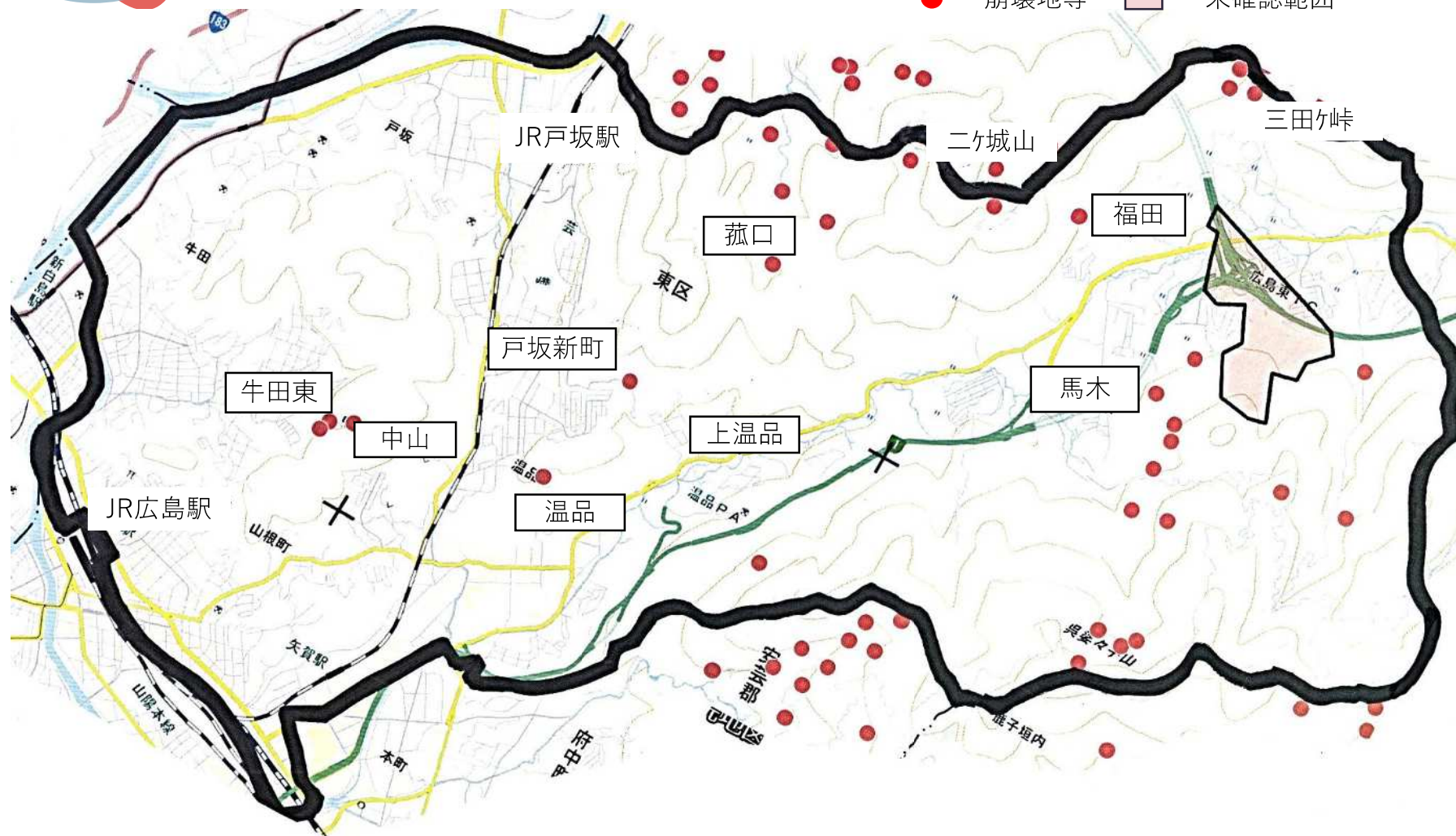
- 東区の被害状況など
- 東区災害ボランティアセンターのしくみ
- 東区災害ボランティアセンターの特徴
- 地(学)区社協等での活動
- 地域の中でできること
- 地域と自分にできること



東区の被害状況

※国土地理院ホームページより引用し一部加工

●・・・崩壊地等 ■・・・未確認範囲





気象状況・東区の体制など

日にち	時間	内容
7/ 6(金)	14 : 05	土砂災害警戒情報 発表
		東区災害警戒本部 設置
	14 : 25	東区災害対策本部 設置
	19 : 40	大雨特別警報 発表
		土砂災害の勧告地域対象に避難指示（緊急）を発令
		河川の越水を確認したところは順次、避難指示（緊急）を発令
7/10(火)		東区災害ボランティアセンター 開設
7/14(土)		東区災害ボランティアセンター ボランティア活動開始
9/20(木)		東区災害ボランティアセンター 閉所
10/17(水)	11 : 00	東区災害対策本部 廃止



4

東区災害ボランティアセンター 開設に至る区社協の動きなど

日にち	内容
7/6(金)	区内各地区社協役員へ連絡し状況確認 災害に関する情報収集を開始
7/7(土)	職員の区内巡回など被災状況確認・情報収集を継続
7/8(日)	臨時事務局長会議 災害ボランティアセンター開設決定 ■➡区災害対策本部と連携し開設準備開始
7/10(火)	東区災害ボランティアセンター開設 場所：東区総合福祉センター 駐車場・3階・4階 ■➡ボランティア活動希望・支援依頼受付開始
7/14(土)	ボランティア活動開始



広島市・東区の被害状況

平成30年10月31日現在

被害区分	被害内容	広島市	東区
人的	死者	23名	1名
	行方不明者	2名	0名
	重軽傷者	30名	0名
	計	55名	1名
建物	全壊	107棟	21棟
	半壊	336棟	16棟
	一部破損	107棟	24棟
	床上浸水	771棟	25棟
	床下浸水	899棟	70棟
	計	2,210棟	156棟



東区災害ボランティアセンター 活動状況

ボランティア活動依頼件数

平成30年12月7日現在

地区	合計	福田	馬木	上 温品	温品	東浄	戸坂 城山	戸坂	牛田 新町	牛田	早稲 田	中山	尾長	矢賀
件数	73	7	20	4	1	0	0	17	0	4	3	6	10	1

ボランティア活動者数（延べ人数）

地区	合計	福田	馬木	上 温品	温品	東浄	戸坂 城山	戸坂	牛田 新町	牛田	早稲 田	中山	尾長	矢賀
人数	883	189	436	101	0	0	0	0	0	0	21	44	74	18



7

ボランティア活動について

活動の基準

ボランティアの安全を前提とした活動の可否を判断

①原則 雨天中止

②活動地域の避難に関する自治体発令状況に従う

- ・避難準備情報 → 活動可能
- ・避難勧告 → 原則、活動見送り
- ・避難指示 → 活動困難

自治体発令	危険度	内容
避難準備情報	中	高齢者等避難に時間がかかる住民の避難を促す
避難勧告	大	被害発生のある地域住民に避難を促す
避難指示	最大	被害の危険性が切迫した地域住民への避難命令



東区災害ボランティア センターのしくみ



へいせい ねん がつ ごう さいがい
 ~平成 30 年 7 月豪雨災害~

1

ひがしく さいがい
 東区災害ボランティアセンターのしくみ

さいがい
 災害ボランティアセンターとは…

被災者が一日も早く日常生活を再開させることができるよう、市区町社会福祉協議会（社協）が設置。
 「ボランティアの支援が必要」な被災者と「被災者を支援したい」という活動者をおつなぎします！

つながります
 ボランティアの支援が必要
 被災者を支援したい



かつどう なが
 活動までの流れ

ひさいしゃ
 被災者

ひさいしゃ しえんいうけつけ げんちかくにん ちょうせい
 被災者からの支援依頼受付 → 現地確認 → ボランティア調整

かつどう なが
 ボランティア活動の流れ

かつどうしゃ
 活動者

かつどうまえ
 活動前

うけつけ
 ボランティア受付

ボランティアを事前に募集し、登録制に！
 支援依頼に合わせてボランティアを調整



かつどうご
 活動後

でむか
 お出迎え

お疲れ様です



オリエンテーション

グループに分かれて
 活動場所や作業内容の説明



ながくつ せんじょうちゅう
 長靴の洗浄中

帰ってきたら
 手洗いうがい
 資機材などを洗浄



みおく
 お見送り

運営
 ボランティアが
 大活躍！



企業などからいただいた
 支援物資をお渡し





東区での災害ボランティア 活動の記録



へいせい 30 年 7 月 豪雨災害

2

東区での災害ボランティア活動の記録

ありがとう



延べ880名を超えるボランティアが、被災者の復興を願い、「何か力になれば」という思いで
かけつけてくださいました！
みなさんの支援に感謝、感謝です！

女性も
大活躍！



連携プレーで
土の運搬

活動完了！みんな笑顔に
(被災者 × ボランティア)



床下の土砂をみんなで
取り出しました！

わ〜！
すごく
きれいになった



Before



After

トピッ

「絆」～ボランティア活動が互いの励みに～

東区災害ボランティアセンター（VC）では、活動が複数回必要な被災者の元には、可能な限り同じボランティアを調整しました。
活動を重ねるごとに、被災者とボランティアが顔なじみになり、安心感が高まったことで、会話が増えていきました。その関わりが互いの励みとなって、被災者は前向きに生活再建を目指し、ボランティアは被災者の想いに応えようと、一層活動に力が入りました。



畑もできるようになったよ！





10

東区災害ボランティアセンターの特徴①

ボランティア事前登録制！

登録者 216名（県内外）

- ・ 複数回活動が必要な被災者宅には、可能な限り同じボランティアで活動。
- ・ 被災者とボランティアが顔なじみになり、絆が生まれた。
- ・ 関わりが互いの励みに！



11

東区災害ボランティアセンターの特徴②

行政との連携

□ 区災害対策本部の窓口の一本化

- ・ 区役所と区社協のやり取りの担当者を決めていただく。
 - ➡ 行政との調整が円滑に進み、センター運営に力が注げた！

□ 区災害対策本部、保健師と随時情報共有

- ・ 毎日のボランティアセンター連絡調整会議で情報を共有。
気になる世帯、道路状況、被災者支援制度 など
 - ➡ 住居復旧と同時に生活支援を行えた！

- 地(学)区社協やボランティアグループとの連携

□ 地域の窓口として

- ・被災者と東区災害ボランティアセンターを橋渡し
- ・ボランティアバンクと一緒に活動
- ・被災状況確認や被災地区の案内
- ・活動場所の調整、確保（駐車場やトイレなど） など

□ 東区災害ボランティアセンターの運営支援

- ・資機材等の整理、現地への同行
- ・ボランティア受付やお見送り、お出迎え
- ・メッセージボードなどの作成 など

13

地(学)区社協の活動①

～馬木～

地域のつながりを活かした運営



～早稲田～



- ・被災者宅への同行
- ・ボランティアの募集：早稲田社協ボランティアバンクに声かけ
+ 東区災害ボランティアセンター登録ボランティア
- ・災害ボランティアセンターの運営支援

など

15

地(学)区社協の活動③

～上温品～



- ・ 被害状況確認への同行
- ・ ボランティア募集：上温品社協ボランティアバンクに声かけ
+ 東区災害ボランティアセンター登録ボランティア
- ・ 依頼者宅への同行

など

～福田～

- ・ 被害状況確認への同行
- ・ 地区内の依頼受付票の取りまとめ
- ・ 駐車場の確保 など

～中山～

- ・ 依頼者宅への同行
- ・ 依頼者との顔つなぎ など



～戸坂～

- ・ 企業による地域貢献で床下の消毒
町内会に回覧板で周知
依頼の取りまとめ
- ・ 災害ボランティアセンターの運営支援
など

平成30年7月25日

戸坂地区の皆様

無料（ボランティア）の殺菌消毒のお知らせ

この度の集中豪雨により被害を受けられた皆様は、随分とお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、戸坂地域におきましては、床上・床下浸水や車の浸水、また土砂崩れなどの被害に遭われた皆様に対して、一日も早い復旧が出来るよう、地元企業としても支援させて頂きたいと思っております。その支援の一環として、床下浸水の被害に遭われた皆様に対し、床下の簡易的な殺菌消毒を無料（ボランティア）で実施したいと思います。

本来、床下の殺菌消毒は、浸水した床面全面を取り外し、床下に入ってきた土砂の撤去を実施した後、最終の処理として床下の殺菌消毒を行います。今回の殺菌消毒の施工は、床下収納や基礎周りの換気口から機械（殺菌剤を微粒子にし空間全体を処理）や噴霧（機械の噴霧器）を使用し、殺菌剤を届く範囲に散布するものです。（床面を剥がして施工はしません）

つきましては、床下浸水された方で、殺菌消毒をご希望の方がいらっしゃいましたら、必要事項を複葉の上、下記の東区災害ボランティアセンターにお申込み下さい。

必要事項（下記の4つの必要事項をボランティアセンターにお伝え下さい）

- ① 住所・氏名・連絡先
- ② 床下浸水の被害があったか？
- ③ 床下収納室は有るか？
- ④ 基礎に換気口が有るか？

注意事項

- ① 施工の対象家は、床下浸水の被害に遭われた家屋に限ります。
- ② この殺菌消毒施工は、通常業務の終了後、または時間が空いている時に施工致しますので、殺菌消毒の日時の指定は出来ませんので、ご了承下さい。
- ③ その他、ご不明な点がございましたら、ボランティアセンターを通じてお問い合わせ下さい。

殺菌消毒施工会社

有限会社 七福（害虫駆除・消毒業）





地域の中でできること



～平成30年7月豪雨災害～

3

地域の中でできること

はっさい

被災したら

被災地域では、自分の身を守り、となり近所の安否確認や避難誘導、被害状況の把握、避難所の運営などの対応に追われます。

実際に平成30年7月豪雨災害の時には、地(学)区社協(地区社協)を中心に地元の方々による被災者の復興・復旧活動が行なわれました。

ひさいしゃ しえん
被災者の支援は
どうしたらいいの？



地域の強み
活かしてるね

地域でする支援方法

地域のつながりを活かした運営！

～ボランティア募集から活動まで～

1 情報収集

・被害状況などの把握

2 ボランティア活動前の事前準備

・ボランティア募集(町内会の回覧板など)
・活動資機材などの手配(スコップ・トイレなど)

3 ボランティアの受け入れ

・受付(保険加入手続きなど)
・被災者宅への案内

地域団体の力でボランティア活動！

地区社協・女性会・老人会
・施設・企業 など



ボランティア受付の様子



地区社協の
メンバーによる事前説明



ボランティアバンクの
メンバーによる活動

地域の窓口として

～被災地区社協 × 東区災害VC～

●被災者との顔つなぎ

・被災者宅への同行

●ボランティア活動前の準備

・ボランティア募集(地区ボランティアバンクへ呼びかけ)
・場所の調整(駐車場やトイレ、受付場所など)

●ボランティア活動日の運営

・活動者へのオリエンテーション
・活動者として参加 など

みんなで
やったよ！



ボランティア
バンクとは？

「困ったときはお互いさま」の気持ちで
ちょっとした困りごとを地域で解決して
いくための仕組みです



地域と自分にできること



へいせい ねん がつ ごう さいがい
 ~平成 30 年 7 月豪雨災害~

4

ちいき じぶん
 地域と自分にできること

自分のできることで
 応援しよう



かたち おうえん しかた
 いろんな形での応援の仕方

防災士として
 現地へ同行



うんえい
 運営
 ボランティア

受付や資機材の整理
 資格を活かした
 協力など

運営ボランティア
 手作りのボード



ばしょ ていきょう
 場所の提供

駐車場やトイレ
 など



しえん ぶつし
 支援物資の
 寄付

飲み物や軍手
 土のう袋
 など



ぎえんきん
 義援金
 しえんきん
 支援金の
 寄付

地域団体や施設・
 学校・企業などから
 たくさんのご協力を
 いただきました！



さいがい そな
 災害への備え...

さんじょ かんけい
 となり近所との関係づくり
 となりに住んでいる人を知ろう！

顔なじみになり、互いに
 声をかけあうことで
 気にかけてあえる関係が生まれます

ぼうさい さくせい かつよう
 防災マップの作成・活用
 住んでいる地域を知ろう！

改めて地域を見つめ直し
 危険区域や避難所などを
 マップにまとめると便利です

もしもの時のために
 今からできること

こうざ けんしゅうかい かいさい さんか
 講座・研修会の開催・参加
 災害の知識をつけよう！

知っているのと
 知らないのとでは大違い
 経験談も参考になります

ひなんくんれん かいさい さんか
 避難訓練の開催・参加
 シミュレーションしてみよう！

考えるだけでなく
 実際に動いてみることで
 発見できることもあります



さいがいじ ひ
 災害時には日ごろのつながりや備えが重要です！

VI 広報活動

- チラシ

- └ 被災者支援総合窓口
- └ 被災者支援巡回相談
- └ 総合相談
- └ 災害ボランティア
- └ 避難情報の解除
- └ 避難情報の発令種別

- 広報紙「市民と市政」

- └ 全市版
- └ 東区版

- F a c e b o o k 記事

平成30年7月5日からの大雨により被災した皆様へ

被災者支援

総合窓口

被災者支援総合窓口では、各種申請受け付けや相談に応じます

- ① 罹災証明書に関すること
- ② 見舞金の支給などに関すること
- ③ 住まいに関すること
- ④ 税金の減免・免除等に関すること など

○ 設置場所

◆東区役所 ◆福木集会所 ◆温品小学校

○ 開設期間

平成30年7月11日（水）から

○ 受付時間

◆区役所 8:30～17:15

◆避難所 8:30～20:00

※ 開設日は異なります。

※ 当面、土・日・休日も窓口を開設します。

東区役所市民部区政調整課

電話 (082) 568-7703 FAX (082) 262-6986

平成30年7月5日から大雨により被災した皆様へ

被災者支援 巡回相談

巡回相談
相談拠点新設！

総合窓口へ「足を運ぶことが難しい。」という声にお応えして、
7月18日（水）から7月31日（火）までの間、新たな相談拠点を設置します。従来の戸別訪問と合わせ、お気軽にご利用ください。

◆ 新たに相談拠点を設置

- 場 所 虹の里ふれあいセンター2階（広島市東区馬木二丁目548番地の1）
- 相談時間 13:30～15:00（事前申込み不要）
- 問合せ先 馬木地区社会福祉協議会事務局 ☎(082)562-2661

（問合せ時間：月～金曜日の13時～16時）

※ 7月29日（日）は休業します。

◆ 戸別訪問を実施（実施中）

（保健師と相談スタッフがお宅を訪問）

- 申込み先 東区災害対策本部 ☎(082)568-7705

※ 当面、土・日・休日も対応します。

※ いずれの支援も当面7月31日（火）まで。
（その後については、区政調整課にお問い合わせください。）

巡回相談では、各種申請受付けや相談に応じています

- ① 罹災証明書に関すること
- ② 見舞金の支給などに関すること
- ③ 住まいに関すること
- ④ 健康相談、困りごと相談 など

総合窓口設置箇所

東区役所（8:30～17:15）、福木集会所・温品小学校（8:30～20:00）

裏面もご覧ください

東区役所市民部区政調整課

電話（082）568-7703 FAX（082）262-6986

3 日間限定

住まい（仮住宅の提供）・健康等に関する

総合相談日の御案内

日 程：7月 20 日（金）・21 日（土）・22 日（日）

時 間：10:00～17:00

場 所：虹の里ふれあいセンター2階（広島市東区馬木二丁目 548 番地の 1）

※ 駐車場はありますが、台数に限りがあります。

● 災害被災者用の仮住宅の提供に関する相談及び受付 ●

平成 30 年 7 月の豪雨に伴い、広島市内の居住家屋で全壊、半壊、一部損傷等により居住が困難になった方に、民間賃貸住宅、国家公務員宿舎等の公的賃貸住宅及び市営住宅を提供（生活必需品を含む）します。

1 提供期間及び使用料

提供期間は 6 か月（自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長します。）

使用料は無償（電気、ガス、水道代、共益費等は自己負担）です。

2 提供できる住宅の種類

① 民間賃貸住宅のあっせんによる提供

協力不動産業者が保有している物件（民間賃貸住宅）を、広島市が借上げ、無償で提供します。

- 対象住宅：月額家賃限度額など一定の要件を満たしたもの（具体的な物件は、当日ご覧いただけます。）

世帯人数	1 人	2 人	3 人～4 人	5 人以上
月額家賃限度額	50,000 円	65,000 円	70,000 円	90,000 円

- 受付期間：平成 30 年 7 月 20 日（金）～平成 30 年 7 月 22 日（日）原則、来場順

② 国家公務員住宅等の公的賃貸住宅及び追加の市営住宅の提供

- 応募期間：平成 30 年 7 月 20 日（金）～平成 30 年 7 月 22 日（日）午後 5 時
○ 抽 選 会：平成 30 年 7 月 23 日（月）午後 2 時から

③ 市営住宅・県営住宅の随時提供に関する相談

〈同時開催〉

● 健康に関する相談 ● 協力：（一社）広島市東区医師会

医療スタッフ（医師や保健師）が健康に関する相談を行います（夜眠れない、食欲がない、体調がすぐれないなど）。

● 生活・経済支援に関する相談 ●

り災証明や災害見舞金、被災者再建支援金などの各種申請受付や生活再建に向けた相談を行います。

裏面もご覧ください

東区役所市民部区政調整課

電話（082）568-7703 FAX（082）262-6986

平成30年 7月10日

東区災害ボランティアセンター開設のお知らせ

**～家の清掃や片付け、生活の困りごとに
ボランティアがお手伝いします～**

このたびの大雨災害によって、被害を受けられた住民の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

災害にあわれたみなさまが、一日も早く日常生活を再開させ、安心した生活が送れるよう、「ボランティアの支援を受けたい」みなさまと、「被災者を支援したい」ボランティア、双方の思いをつなぎ、実際の支援活動につなぎます。

ご自宅の清掃や片付け、生活の困りごとなど、お気軽にご相談ください。

また、ご近所に支援が必要な人、困っている人がおられましたらご連絡ください。

★ボランティアの依頼方法★

電話か来所、ファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。
(代理人の方がご連絡いただく場合は、ご本人と連絡がとれる連絡先もお知らせください。)

◆東区災害ボランティアセンター

[住所] 広島市東区東蟹屋町 9-34(裏面に地図があります)

[電話番号] 080-2931-7342(依頼専用)

[ファックス番号] 082-264-9254

[メールアドレス] E-mail higas@shakyohiroshima-city.or.jp

◆受付時間

電話/8:30～17:15(依頼専用)

ファックス・E-mail/24時間受付

(17時15分以降は後日の確認になります)

◆連絡いただきたい内容

お名前、連絡先、希望日時、活動場所、希望内容、希望人数、活動機材の有無、駐車場の有無

お願い

・住民のみなさまで、片付けや土砂だしなどお手伝いいただける人は、ぜひボランティアとして力を貸してください。

家の清掃や片付け，生活の困りごとに ボランティアがお手伝いします！！

☆ こんなお手伝いをします！ ☆

民家の土砂だし、清掃、片づけ、などみなさんが住み慣れた家で生活できるよう、お手伝いをします。

☆ ボランティアによるお手伝いを依頼する人へ ☆

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。

なんでもできるわけではないということと、次の点をご了承ください。

◎専門的技術を要することや危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合もあります。

◎ボランティアは自発的な活動ですので、ボランティアの人数が少ない場合など是对応できないことがあります。

◎ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。

◎ボランティアへの感謝の気持ちを忘れずに…。

☆ 東区災害ボランティアセンターの地図 ☆



ボランティアを募集します！

東区災害ボランティアセンターでは、ボランティアを募集しています。

被災者のみなさんが、あなたの支援を待っています！

☆ 活動の内容 ☆

民家の土砂だし、清掃、片づけ、などみなさんが住み慣れた家で生活できるよう、お手伝いをします。住民の皆さまからいただいた「お願いしたい声」に応える活動です。

☆ ボランティアに来てくださる皆さんへ ☆

- ・出かける前に、必ず電話でボランティアの募集状況を確認してください。
- ・食事や飲み物は持参してください。
- ・無報酬です。交通費も自己負担です。
- ・汚れてもよい服装で参加してください。
- ・ボランティアセンターで受付し、必ずボランティア活動保険に加入してください。
- ・ニーズ要請の状況により、活動がない場合もあります。
- ・危険な作業や、ボランティアセンターで引き受けないように言われた作業は、断りましょう。
- ・自分だけで判断せずに、グループで相談しましょう。
- ・判断できない時は、ボランティアセンターの指示を求めてください。
- ・活動時間は概ね10:00～15:00です。

☆ 問い合わせ先 ☆

まずは次の連絡先へご連絡ください。

東区災害ボランティアセンター

受付時間／8:30～17:15

住所／〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-34

電話番号 080-2931-7242

<連絡内容>

名前、連絡先、活動できる曜日、人数、来所方法、ほか

想いをつなぐ、 災害ボランティアセンター

・ 災害ボランティアセンターとは？ ・

♣なにをやる場所？

被災し、ボランティアの支援を必要としている方と
災害ボランティアをつなぐ役割を担います。

♣地域で活動している団体が運営しています！

災害時に、被災地の社会福祉協議会を中心として、N
PO団体、地縁組織、行政
によって運営します。



♣主な役割

①災害ボランティアの受付



②ボランティアコーディネート

(被災地のボランティア活動依頼を収集し
ボランティアを送り出す)

③行政や関係機関・団体との連絡調整

④災害ボランティア活動に関する情報の提供



社会福祉法人
広島市社会福祉協議会
ボランティア情報センター

行こう！相談しよう！ 災害ボランティアセンター

・被災者・

誰か手伝って
くれんかね～？



・ボランティア・

みなさんの
力に
なりたい！



区災害ボランティアセンター（区社会福祉協議会）

ニーズ班へ
ご相談を！！

受付・登録を
行おう！

◆必要な情報

- ・氏名 ・住所 ・連絡先
- ・お手伝いの内容
などを連絡してください。



オリエンテーション

- ・活動内容 ・注意事項
- ・活動場所



ボランティア
活動への
立ち会い



ボランティア活動



区災害ボランティア
センターへ報告

- ・活動内容の振り返り
- ・進捗状況

社会福祉法人
広島市社会福祉協議会
ボランティア情報センター

知っておこう！ 災害ボランティア活動

・ 災害ボランティア活動とは？ ・

- 被災した地域や住民が、1日でも早く元の生活に戻ることができるようにお手伝いをするを目的とした、自発的な活動です。

・ 災害ボランティア活動の例 ・

- 災害ボランティア活動は、災害の種類や被災状況に応じて、様々な活動があります。

がれきの撤去・分別



泥だし



室内清掃



引越しの手伝い



物資・衣類の仕分け



炊き出し



イベントやサロン活動の支援

交流活動のお手伝い



災害ボランティアセンター
運営のお手伝い

受付、
資材管理、
情報発信など



訪問活動

(被災された地域への訪問)



広報活動

(facebookやチラシに
よる情報発信など)



心のケアのお手伝い

(足湯、マッサージ、
傾聴活動など)



社会福祉法人
広島市社会福祉協議会
ボランティア情報センター

地域でボランティアを受け入れよう

・ボランティアを地域で受け入れる・

大きな災害になればなるほど、地域内での助け合いだけでの復興には時間もかかるし負担も大きくなってしまいます。

発災後につけてくれるボランティアは、被災された方々への支援や、被災地の復興に大きな力を発揮してくれます。

こうしたボランティアの力を引き出すためには、地域のみなさんの協力も必要となります。

・ボランティアの依頼の基本・

まずは、災害ボランティアセンターに相談しましょう。

♣ ボランティア依頼（ニーズ）の情報を集めよう！

地域の被害状況や必要とする支援の場所や内容などの情報を収集しましょう。

♣ 集めたボランティア依頼を災害ボランティアセンターへ伝えよう！

情報収集したボランティア依頼を災害ボランティアセンターへ連絡しましょう。そうすると、依頼者宅へボランティアの送り出しの調整を行うことがスムーズになります。



♣ ボランティアの案内

ボランティアの多くは地域の外から来られる方なので、土地勘がありません。地域のみなさんに、活動場所への案内や依頼者との顔つなぎをしていただくと、ボランティアも活動しやすくなります。

社会福祉法人
広島市社会福祉協議会
ボランティア情報センター

福木小学校区(福田一丁目の 上条地区)の皆さんへ

福田一丁目の土石流が発生した箇所において、国による応急対策工事（ワイヤーネットの設置等）が完了したため、『避難準備・高齢者等避難開始』を解除しました。

今後は、**砂防ダムなどの防災対策工事が完了するまでの間**、「大雨警報」が発令され、まとまった雨が予想される場合は、**通常より早い段階で、避難の呼びかけを行います**。（「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「避難勧告」⇒「避難指示（緊急）」）

【避難に際しての注意事項】

- ・ 早めに、避難しましょう！
- ・ 安全な場所まで避難する時間がない場合、2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難しましょう。

【避難場所】福木小学校

【参 考】

必ず、**飲料水、食糧、常備薬など**を避難先へ持って行きましょう。

※ 日頃から、地域の皆さんで避難の方法などを話し合っておきましょう。

【問い合わせ】

東区役所地域起こし推進課

TEL 082-568-7705

FAX 082-262-6986

大谷川の新直助橋から上流の 護岸沿い地区の皆さんへ

大谷川上流の土石流が発生した箇所において、国による応急対策工事（ワイヤーネットの設置等）が完了したため、『避難準備・高齢者等避難開始』を解除しました。

今後は、**砂防ダムなどの防災対策工事が完了するまでの間**、「大雨警報」が発令され、まとまった雨が予想される場合は、**通常より早い段階で、避難の呼びかけを行います**。（「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「避難勧告」⇒「避難指示（緊急）」）

【避難に際しての注意事項】

- ・ 早めに、避難しましょう！
- ・ 安全な場所まで避難する時間がない場合、2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難しましょう。

【避難場所】福木小学校

【参 考】

必ず、**飲料水、食糧、常備薬**などを避難先へ持って行きましょう。

※ 日頃から、地域の皆さんで避難の方法などを話し合っておきましょう。

【問い合わせ】

東区役所地域起こし推進課

T E L 0 8 2 - 5 6 8 - 7 7 0 5

F A X 0 8 2 - 2 6 2 - 6 9 8 6

災害(土砂・洪水)に備えて早めに避難しましょう

避難情報の発令種別

危険度	大						
発令種別	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）				
気象情報	・大雨警報が発表され、区域内で大雨が観測された場合	・土砂災害警戒情報 発表	・大雨特別警報 ・記録的短時間 大雨情報 発表				
とるべき行動	・いつでも避難できるように準備する。 ・高齢者等、避難に時間がかかる人は避難を開始する。	避難を開始する。	<u>直ちに</u> 避難を開始する。				
避難先	・区役所が開設する避難場所						
	<table><tr><td>施設名</td><td>住所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			施設名	住所		
	施設名	住所					
	・あらかじめ決めておいた知人宅など（自主避難）						
<table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>							

- 安全な場所まで避難する時間が無い場合、
2階以上（斜面や川と反対側の部屋）に避難しましょう。
- 地域の皆さんで避難の方法などについて話し合しましょう。
- 増水した川や水路に近づかないでください。
- 避難の際は、**飲料水、食糧、常備薬**などを避難先へ持っていきましょう。

【問い合わせ先】

東区役所 地域起こし推進課
TEL:568-7705 FAX:262-6986
広島市東区東蟹屋町9-38

平成30年7月豪雨災害

平成30(2018)年
災害臨時号



被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます

被災者の皆さまの一日も早い生活再建に向けて、全力で取り組みます 広島市長 松井一實

このたびの豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心から祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。また、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

現在、市では、国や県、関係機関等の協力を得ながら、被災地の復旧、そして被災された住民の皆さまが、一日でも早く、被災前の日常生活に戻ることができるよう、全力で取り組んでいます。

その取組の一つとして、ワンストップ型の「被災者支援総合窓口」を東区、南区、安佐北区、安芸区の各区役所に設置し、避難所には相談職員を配置しました。この窓口は、被災された皆さまの生活上の不安や心配事を少しでもやわらげ、なるべく負担を感じることなく、各種手続きや支援についての相談や申し込みができるようにするためのものです。罹災証明書の発行や健康相談、住宅再建、ごみの処理に関することなど、個別の事情を

しっかりお聞きしますので、被災者の皆さまは遠慮なく何でも相談してください。

また、被災地で土砂やがれきなどの処理をされたボランティアの方々など、市内外からの温かいご支援に心からお礼を申し上げます。

被災者の皆さまには、まだまだ厳しい状況が続いていますが、今こそ、自助・共助・公助の適切な組み合わせによって、被災者の皆さまの一日も早い生活再建を進めていきたいと考えています。

さらに、それぞれの地域の皆さまのご意見を伺いながら、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興を速やかに実現できるよう努力してまいります。

このたび、被災者の皆さまへの支援策を次のとおり一覧にまとめましたのでご利用ください。

被災者の生活の支援と相談先

災害支援に関する総合相談

何かお困りのことがあれば、遠慮なくご相談ください。

- 東区区政調整課 568-7703 ●南区区政調整課 250-8933
- 安佐北区区政調整課 819-3903 ●安芸区区政調整課 821-4903

受付時間

- 区役所と避難所常設窓口 午前8時半から午後5時15分まで
- 避難所巡回窓口 原則1日1回
- ※時間については、避難所ごとの状況に応じて延長します(道路状況などにより、開始時間の変更になる場合があります)
- ※窓口は、当分の間、土・日曜日、休日も開設します

- ・ご相談の内容がお決まりの場合は、直接、記載の連絡先にお問い合わせください。ただし、土・日曜日、休日は休みの場合があります
- ・必要書類については、事前にお問い合わせください
- ・内容は更新される場合があります。最新情報については、市ホームページ(右二次元コード)からもご覧いただけます
- ・○の表示がある支援策は広島県などが実施するものです



区分	内容	問い合わせ先
罹災証明書に関する こと	罹災(火災以外)証明書の交付	区役所地域起こし推進課
	罹災(火災以外)証明書の交付手数料の免除	中区 ☎504-2820 東区 ☎568-7705 南区 ☎250-8935 西区 ☎532-1023 安佐南区 ☎831-4926 安佐北区 ☎819-3905 安芸区 ☎821-4905 佐伯区 ☎943-9704
※現在、被災した建物の被害認定調査を進めており、証明書の交付に迅速に対応します	罹災(火災以外)証明書(災害により、建物が被害を受けた事実と被害の程度を証明する書類)の交付手数料の免除	各消防署防課
	※自動車、カーポート、門扉や塀、テレビなどは対象になりません	中 ☎541-2700 東 ☎263-8401 南 ☎261-5181 西 ☎232-0381 安佐南 ☎877-4101 安佐北 ☎814-4795 安芸 ☎822-4349 佐伯 ☎921-2235
見舞金の支給などに関する こと	被災者生活再建支援金	区役所生活課
	住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊し、やむを得ず解体した世帯、大規模半壊世帯などに対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給(支給例) 世帯の構成員が複数の世帯 ・全壊 基礎支援金 100万円 ・大規模半壊 基礎支援金 50万円 ※住宅の再建方法により加算あり	中区 ☎504-2568 東区 ☎568-7816 南区 ☎250-4103 西区 ☎294-6109 安佐南区 ☎831-4939 安佐北区 ☎819-0575 安芸区 ☎821-2804 佐伯区 ☎943-9725 健康福祉局地域福祉課 ☎504-2138

区分	内容	問い合わせ先
見舞金の支給などに関する こと	災害弔慰金 ・生計を維持していた人の遺族 500万円 ・その他の人の遺族 250万円	区役所生活課 中区 ☎504-2568 東区 ☎568-7816 南区 ☎250-4103 西区 ☎294-6109 安佐南区 ☎831-4939 安佐北区 ☎819-0575 安芸区 ☎821-2804 佐伯区 ☎943-9725
	災害見舞金(支給例) ・住家の全壊・流失世帯 30万円 ・住家の大規模半壊世帯 20万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円 ○広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	健康福祉局地域福祉課 ☎504-2138
融資に関する こと	災害援護資金貸付 療養に要する期間がおおむね1カ月以上の負傷をした世帯主の人や住居の全壊、半壊または家財の3分の1以上の損害を受けた人に対する貸付金 ・貸付限度額(350万円)および所得制限あり	健康福祉局地域福祉課 ☎504-2138
	○恩給・共済年金担保融資 【対象】恩給、共済年金、災害補償年金などの受給者 【限度額】250万円(恩給年額の3年分以内)	健康福祉局地域福祉課 ☎504-2138
生活困窮に関する こと	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2569 東区 ☎568-7733 南区 ☎250-4131 西区 ☎294-6342 安佐南区 ☎831-4945 安佐北区 ☎819-0605 安芸区 ☎821-2813 佐伯区 ☎943-9732
	生活保護に関する相談	区役所生活課 中区 ☎504-2689 東区 ☎568-7726 南区 ☎250-4105 西区 ☎294-6583 安佐南区 ☎831-4940 安佐北区 ☎819-0576 安芸区 ☎821-2806 佐伯区 ☎943-9726 健康福祉局地域福祉課 ☎504-2138
住まわりの 住まいに関する こと	居住家屋が全壊、半壊、一部損傷などにより居住が困難となった人への仮住宅の提供 ・協力不動産業者が保有している物件の中から被災者が選んだ民間賃貸住宅 ・市営住宅・県営住宅(これらに併せて、寝具・日用品など、および家電製品を提供) ※提供できる住宅の情報などはお問い合わせください	都市整備局住宅政策課 民間賃貸住宅の提供 ☎504-2292 市営住宅等の提供 ☎504-2293

2面に続く

被災者の生活の支援と相談先(1面続き)

区分	内容	問い合わせ先
住まいに関する こと	①被災者の提供を受けた人以外で、住家の全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた人へ、寝具・日用品などを提供(家電製品の提供はありません) ②被災者の提供を受けた人以外で、住家の全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた人へ、寝具・日用品などを提供(家電製品の提供はありません)	区役所生活課 中区 ☎504-2568 東区 ☎568-7725 南区 ☎250-4103 西区 ☎294-6109 安佐南区 ☎831-4939 安佐北区 ☎819-0575 安芸区 ☎821-2804 佐伯区 ☎943-9725 健康福祉局健康福祉・地域共生社会課 ☎504-2144
宅地内 の土砂 などの 処分に 関する こと	宅地内に流入し堆積した土砂などの処理 ・土流や大規模な河川の氾濫により流れ出した流木や石などが混じった土砂などが堆積している地区の人 ・高齢者、障害者の人で、自力での撤去が困難な人 ・自宅の出入り口の確保のために、緊急で土砂などを撤去する必要がある人	下水道局河川防災課(民有地土砂等撤去班) ☎504-2411 経済観光局農林整備課 区役所維持管理課 ☎504-2752 中区 ☎504-2581 東区 ☎568-7747 南区 ☎250-8962 西区 ☎532-0947 安佐南区 ☎831-4957 安佐北区 ☎819-3941 安芸区 ☎821-4933 佐伯区 ☎943-9737
ごみなど の処分に 関する こと	ごみなどの被災ごみの処理 ごみステーションの管理用具の貸与 し尿の処理	中環境事業所 ☎241-0779 南環境事業所 ☎286-9790 西環境事業所 ☎277-6404 安佐南環境事業所 ☎948-3320 安佐北環境事業所 ☎814-7884 安芸環境事業所 ☎884-0322 佐伯環境事業所 ☎922-9211 環境局業務第二課 ☎504-2222
衛生 相談に 関する こと	家屋の消毒方法に関する衛生相談 井戸などの飲用水の衛生相談・指導	健康福祉局健康推進課 ☎504-2622 健康福祉局環境衛生課 ☎241-7408
一時 泊	〇宿泊施設「鯉城会館」への一時泊 一時的な宿泊施設として「鯉城会館」を提供(宿泊代無料、食事代有料)	地方職員共済組合広島宿泊所「鯉城会館」 ☎245-2322
母子 生活 支援 施設 一時 受入	母子生活支援施設への一時的受入	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2569 東区 ☎568-7733 南区 ☎250-4131 西区 ☎294-6342 安佐南区 ☎831-4945 安佐北区 ☎819-0605 安芸区 ☎821-2813 佐伯区 ☎943-9732
手数料 などの 減額・ 免除	建築確認申請などの手数料の免除 応急修繕などに係る建築確認申請などの免除 宅地造成工事許可申請手数料の免除 被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事の各手数料などの免除	区役所建築課 中区 ☎504-2579 東区 ☎568-7745 南区 ☎250-8960 西区 ☎532-0950 安佐南区 ☎831-4953 安佐北区 ☎819-3938 安芸区 ☎821-4929 佐伯区 ☎943-9745 都市整備局建築指導課 ☎504-2288 水道局 中部管理事務所 ☎511-6877 東部管理事務所 ☎223-6611 西部管理事務所 ☎923-4122 北部管理事務所 ☎843-9220 水道局給水課 ☎511-6864

区分	内容	問い合わせ先
融資 に関する こと	〇住宅金融支援機構災害復興住宅融資 自然災害により被害を受けた人に対する住宅の建設、購入・補修に対する資金融資 ・住宅の建設を行う人 ・新築住宅購入・リユース住宅購入を行う人 ・住宅の補修を行う人 〇住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資 宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事の融資制度(被災した宅地について、宅地造成等規制法などに基づく改善勧告または改善命令を受けた人)	(独)住宅金融支援機構 県庁住宅課 ☎0120-086-353 ☎513-4164 (独)住宅金融支援機構 県庁都市計画課 ☎0120-086-353 ☎513-4127
①建築 相談	被災住宅および建築物の復旧などに関する建築相談	区役所建築課 中区 ☎504-2579 東区 ☎568-7745 南区 ☎250-8960 西区 ☎532-0950 安佐南区 ☎831-4953 安佐北区 ☎819-3938 安芸区 ☎821-4929 佐伯区 ☎943-9745 都市整備局建築指導課 ☎0120-288、☎504-2287
②住宅 の応急 修理	災害による被害を受けた住宅に対し、日常生活に必要な最小限の部分を応急的に補修	安佐南区 ☎831-4953 安佐北区 ☎819-3938 安芸区 ☎821-4929 佐伯区 ☎943-9745
農地 に 関する こと	農地の被災 農地内に流入し堆積した土砂などの処理や石積み・あぜの崩壊などの復旧	経済観光局農林整備課 ☎504-2752 東区地域整備課 ☎568-7749 南区地域整備課 ☎250-8963 西区地域整備課 ☎532-0952 安佐南区農林課 ☎831-4951 安佐北区農林課 ☎819-3934 安芸区農林課 ☎821-4947 佐伯区農林課 ☎943-9751
学校に 関する こと	授業料などの減額・免除など	市立幼稚園・高等学校授業料・受給料の減免 〇県立広島大学授業料の減免 〇県立高等学校の授業料などの減免 〇私立高等学校などの授業料などの減免 〇大学生などを対象とする奨学金の緊急採用・支援金(10万円)、減額返還・返還期限猶予 〇高等学校などの奨学金(被害による家計急変で就学が困難な場合) 教育委員会学事課 ☎504-2469 在籍している各キャンパス教学課 県教育委員会教育支援推進課 ☎222-3015 通学している私立高等学校など (独)日本学生支援機構(JASSO) ☎03-6743-6011 県教育委員会教育支援推進課 ☎03-6743-6011 教育委員会学事課 ☎504-2469
税金・ 納付金 の減免・ 免除な どに 関する こと	市税の減免など(市民税・固定資産税など) 市税の減免、市税などの軽減措置、申告などに関する期限の延長、市税の徴収猶予	中央市税事務所第一市民税係 ☎504-2564 南区 ☎250-8946 東部市税事務所市民税係 ☎568-7719 安芸税務室 ☎821-4913 西部市税事務所第一市民税係 ☎532-0942 佐伯税務室 ☎943-9716 北部市税事務所第一市民税係 ☎831-4935 安佐北税務室 ☎819-3913 財政局市民税課 ☎504-2089 財政局固定資産税課 ☎504-2094 財政局税制課 ☎504-2088 ※市税の徴収猶予は財政局収納対策部徴収第一課 ☎513-2327 県庁税務課 ☎513-2327 申告・納付などの期限延長や納税の猶予、自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の減免 (佐伯区を除く) 西部県税事務所 ☎228-2111 (佐伯区) 西部県税事務所廿日市分室 ☎0829-32-181

区分	内容	問い合わせ先
税金・納付 金の減免・ 免除など に関する こと	市税証明などの交付手数料の免除 中央市税事務所管理係 ☎504-2558 南区税務室 ☎250-8946 東部市税事務所管理係 ☎568-7715 安芸税務室 ☎821-4913 西部市税事務所管理係 ☎532-0937 北部市税事務所管理係 ☎831-4932 安佐北税務室 ☎819-3913 財政局市民税課 ☎504-2093 財政局収納対策部徴収第一課 ☎504-0155 財政局税制課 ☎504-2088	区役所健康長寿課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2478 東区 ☎568-7732 南区 ☎250-4138 西区 ☎294-6585 安佐南区 ☎831-4943 安佐北区 ☎819-0621 安芸区 ☎821-2832 佐伯区 ☎943-9730 健康福祉局介護保険課 ☎504-2173、☎504-2363 ※①徴収猶予は財政局収納対策部 ☎504-0160
医療・ 保険 など	①介護保険料の減免・徴収猶予 ②介護保険利用者の負担額の免除 後期高齢者医療費の一部負担金の免除など 後期高齢者医療保険料の減免など 国民健康保険料の一部負担金などの免除など	区役所健康長寿課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2570 東区 ☎568-7730 南区 ☎250-4107 西区 ☎294-6218 安佐南区 ☎831-4941 安佐北区 ☎819-0585 安芸区 ☎821-2808 佐伯区 ☎943-9729 健康福祉局保険年金課 ☎504-2158 区役所保険年金課 中区 ☎504-2555 東区 ☎568-7711 南区 ☎250-8941 西区 ☎532-0933 安佐南区 ☎831-4929 安佐北区 ☎819-3909 安芸区 ☎821-4910 佐伯区 ☎943-9712 健康福祉局保険年金課 ☎504-2157 ※徴収猶予は財政局収納対策部 ☎504-0160 国民年金保険料の免除 中区 ☎504-2556 東区 ☎568-7712 南区 ☎250-8944 西区 ☎532-0935 安佐南区 ☎831-4931 安佐北区 ☎819-3910 安芸区 ☎821-4910 佐伯区 ☎943-9713 健康福祉局保険年金課 ☎504-2159
高齢 福祉	養老老人ホーム入所者負担金の減免	区役所健康長寿課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2570 東区 ☎568-7730 南区 ☎250-4107 西区 ☎294-6218 安佐南区 ☎831-4941 安佐北区 ☎819-0585 安芸区 ☎821-2808 佐伯区 ☎943-9729 健康福祉局高齢福祉課 ☎504-2145
障害 福祉	障害福祉サービス利用者の負担額の減免 身体・療育、心精神 障害児通所支援等利用者の負担額の減免 身体・療育、心精神	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2109、☎504-2175 東区 ☎568-7734、☎568-7781 南区 ☎250-4132、☎250-4133、☎252-2949 西区 ☎294-6346、☎294-6384、☎231-6284 安佐南区 ☎831-4946、☎831-4944、☎879-8565 安佐北区 ☎819-0608、☎819-0616、☎815-0466 安芸区 ☎821-2816、☎821-2820、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9769、☎943-9733、☎923-1611 アは健康福祉局障害自立支援課 ☎504-2148、☎504-2256、イは精神保健福祉課 ☎504-2228、☎504-2256) でも可

区分	内容	問い合わせ先
税金・障害 納付金・ 福祉 の減免・ 免除な どに 関する こと	①補装具・日常生活用具の給付に係る自己負担額の減免 ②重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免 ③心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2588、☎504-2175 東区 ☎568-7734、☎568-7781 南区 ☎250-4132、☎252-2949 西区 ☎294-6346、☎231-6284 安佐南区 ☎831-4946、☎879-8565 安佐北区 ☎819-0608、☎815-0466 安芸区 ☎821-2816、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9769、☎923-1611 ①②は健康福祉局障害自立支援課(☎504-2148、☎504-2256)、③は健康福祉局障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256) でも可 障害基礎年金などの支給に係る所得制限の適用除外 中区 ☎504-2556、☎245-2163 東区 ☎568-7712、☎264-5168 南区 ☎250-8944、☎254-2516 西区 ☎532-0935、☎232-2144 安佐南区 ☎831-4931、☎877-2154 安佐北区 ☎819-3910、☎815-5164 安芸区 ☎821-4910、☎822-3140 佐伯区 ☎943-9713、☎922-0132 健康福祉局保険年金課 ☎504-2159、☎504-2135
児童 福祉	保育料の減免・徴収猶予	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2569 東区 ☎568-7733 南区 ☎250-4131 西区 ☎294-6342 安佐南区 ☎831-4945 安佐北区 ☎819-0605 安芸区 ☎821-2813 佐伯区 ☎943-9732 こども未来局保育企画課 ☎504-2153 ※徴収猶予は財政局収納対策部 ☎504-0160 児童福祉施設(保育所を除く)徴収金の減免・徴収猶予 ☎504-0160
水道 下水道	水道料金および下水道使用料の減免	水道局中央営業所 中営業係 ☎221-5522 東営業係 ☎511-6922 南営業係 ☎511-6933 西営業係 ☎511-6944 水道局安佐南営業所 ☎831-4565 水道局安佐北営業所 ☎819-3958 水道局安芸営業所 ☎821-4949 水道局佐伯営業所 ☎923-4121 水道局営業課 ☎511-6832 下水道局管理部署管理課 ☎241-8258
その他	住民票の写しなどの証明手数料およびマイナンバーカードなどの再交付手数料の免除 ※留意事項 コンビニ交付サービスでは手数料免除に対応していないため、各区市民課などの窓口へお越しください 傷病者搬送証明書交付手数料の免除	区役所市民課 中区 ☎504-2551 東区 ☎568-7708 南区 ☎250-8938 西区 ☎532-0930 安佐南区 ☎831-4928 安佐北区 ☎819-3907 安芸区 ☎821-4908 佐伯区 ☎943-9709 企業総務局総務課 ☎504-2112 消防局警防部救急課 ☎546-5461 中消防署警防課 ☎541-2700 東消防署警防課 ☎263-8401 南消防署警防課 ☎261-5181 西消防署警防課 ☎232-0381 安佐南消防署警防課 ☎877-4101 安佐北消防署警防課 ☎814-4795 安芸消防署警防課 ☎826-32-2011 安佐消防署警防課 ☎822-4349 佐伯消防署警防課 ☎921-2235

被災者の生活の支援と相談先(3面続き)

区分	内容	問い合わせ先
税金・納付金の減免・免除などに関すること	その他 NHK放送受信料の免除(平成30年7月から8月まで) 半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた人(事前に申し出をすると自動的に免除)	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077 (平日・休日9:00~20:00)
償還条件の緩和に関すること	高齢者住宅整備資金貸付金の返済猶予 市立病院の診療費などの後納または分納 水洗便所設備資金貸付金の償還猶予 下水道事業受益者負担金および下水道事業分担金の徴収猶予	健康福祉局高齢福祉課 ☎504-2145 広島市民病院 ☎212-3227 安佐市民病院 ☎815-5211 舟入市民病院 ☎232-6195 リハビリテーション病院 ☎848-8001 自立訓練施設 ☎849-2868 安芸市民病院 ☎827-0121 下水道局管理課 ☎241-8257 下水道局計画調整課 ☎504-2406
その他の生活救済に関すること	高齢者あんしん電話に係る費用負担区分の変更	区役所健康長寿課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2570 東区 ☎568-7730 南区 ☎250-4107 西区 ☎294-6218 安佐南区 ☎831-4941 安佐北区 ☎819-0585 安芸区 ☎821-2808 佐伯区 ☎943-9729 健康福祉局高齢福祉課 ☎504-2145
	①重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2588、☎504-2175
	②特別児童扶養手当などの支給に係る所得制限の適用除外	東区 ☎568-7734、☎568-7781 南区 ☎250-4132、☎252-2949 西区 ☎294-6346、☎231-6284
	③障害者あんしん電話の費用負担区分の変更	安佐南区 ☎831-4946、☎879-8565 安佐北区 ☎819-0608、☎815-0466
	④難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買い替えのための助成要件の緩和	安芸区 ☎821-2816、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9769、☎923-1611
	⑤障害者(児)の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	①は健康福祉局保険年金課(☎504-2158、☎504-2135)でも可 ②~④は健康福祉局障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)でも可 ⑤は健康福祉局障害自立支援課(☎504-2148、☎504-2256)でも可
	自立支援医療(育成医療)に係る自己負担上限月額の変更	区役所生活課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2568、☎504-2175 東区 ☎568-7734、☎568-7781 南区 ☎250-4103、☎254-9184 西区 ☎294-6109、☎294-6311 安佐南区 ☎831-4939、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0575、☎819-0602 安芸区 ☎821-2804、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9725、☎923-1611 健康福祉局障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)でも可

区分	内容	問い合わせ先
その他の生活救済に関すること	自立支援医療(更生医療)に係る自己負担上限月額の変更	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2588、☎504-2175 東区 ☎568-7734、☎568-7781 南区 ☎250-4132、☎252-2949 西区 ☎294-6346、☎231-6284 安佐南区 ☎831-4946、☎879-8565 安佐北区 ☎819-0608、☎815-0466 安芸区 ☎821-2816、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9769、☎923-1611 健康福祉局障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)でも可
	※こども医療費補助の支給要件の緩和 児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	区役所保健福祉課(東区は福祉課) 中区 ☎504-2569 東区 ☎568-7733 南区 ☎250-4131 西区 ☎294-6342 安佐南区 ☎831-4945 安佐北区 ☎819-0605 安芸区 ☎821-2813 佐伯区 ☎943-9732 ※は健康福祉局保険年金課(☎504-2158)でも可
健康管理に関すること	※成人の心の健康相談	区役所保健福祉課(東区は地域支援あい課) 中区 ☎504-2109 東区 ☎568-7735 南区 ☎250-4133 西区 ☎294-6384 安佐南区 ☎831-4944 安佐北区 ☎819-0616 安芸区 ☎821-2820 佐伯区 ☎943-9733 ※は精神保健福祉センター(☎245-7731)でも可
	子どものからだと心の健康相談	安佐北区 ☎819-0616 安芸区 ☎821-2820 佐伯区 ☎943-9733 ※は精神保健福祉センター(☎245-7731)でも可
	成人の健康相談	区役所健康長寿課(東区は地域支援あい課) 中区 ☎504-2528 東区 ☎568-7729 南区 ☎250-4108 西区 ☎294-6235 安佐南区 ☎831-4942 安佐北区 ☎819-0586 安芸区 ☎821-2809 佐伯区 ☎943-9731 健康福祉局健康推進課 ☎504-2290
その他の相談に関すること	○仕事に関すること(就職に関する相談・支援・雇用保険の失業等給付など) ○弁護士による豪雨災害相談ダイヤル(相談料無料) ○各種相談窓口の紹介(県民相談) ○運転免許証の再交付など(豪雨災害で運転免許証を紛失・破損した被災者は再交付手数料を免除)	広島労働局豪雨被害特別相談窓口 ☎221-9296 (平日8:30~17:15) 広島弁護士会 ☎502-0612 (休みなしで正午~午後4時) 県生活センター ☎223-8811 広島県警察本部運転免許課 ☎228-0110

ボランティアを必要とする方からの依頼を受け付けています

東区、南区、安佐北区、安芸区に、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを必要とする方からの依頼を受け付けています。必要な方は、遠慮なくご連絡ください。

【受付時間】いずれも午前9時~午後5時

災害ボランティアセンター設置区	連絡先(依頼専用)
東区	080-2931-0442
南区	080-2931-7842
安佐北区	080-2931-1642
安芸区	080-2931-3642 080-2931-3742

ボランティアに参加したい方も募集中です

災害ボランティアセンターでは土砂の撤去や家屋の清掃などのボランティアに参加したい方も募集しています。ご協力をお願いします。

HP 市社会福祉協議会 検索

区	施設名	住所	連絡先
南区	似島地区災害ボランティアセンター	南区似島町字家下 752-74	080-6308-9868
	楠那サテライト	南区楠那町 7-10	080-2931-3242
安佐北区	安佐北区災害ボランティアセンター	安佐北区可部三丁目 19-22	080-2931-1542
安芸区	安芸区災害ボランティアセンター	安芸区船越南三丁目 2-16	080-1637-6167

※上記以外のボランティアセンターにおいても、活動状況などにより募集を行う場合があります。募集状況や服装・用具、ボランティア保険の加入などの最新情報については上記ホームページ(右二次元コード)からご確認の上、ご参加ください



つなごう 地域のきずな

7月5日からの豪雨による災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

そして、これまでにたくさんの義援金や支援物資を提供していただいた方、ボランティアで片付けや土砂出しなどの手伝いをしていただいた方々など、温かい支援をいただいた皆さまに心から感謝いたします。また、復旧にご尽力いただいた関係者の皆さまにも心から感謝いたします。

これからも東区役所一丸となって、被災者の皆さまが一日も早く日常生活を取り戻せるよう取り組んでまいりますので、区民の皆さまのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

東区長 しのはら 篠原 とみこ 富子

●生活支援と相談先



区 分	問い合わせ先
被災者支援総合窓口	区政調整課(☎568-7703)
罹災(火災以外)証明書	地域起こし推進課(☎568-7705)
生活支援・見舞金の支給など	生活課(☎568-7816)
宅地内の土砂などの処分	維持管理課(☎568-7747)
被災ごみの処理	中環境事業所(☎241-0779)
税金・納付金の減免・免除	東都市税事務所(☎568-7719)
健康相談	地域支えあい課(☎568-7729)
心の健康相談	地域支えあい課(☎568-7735)

区災害ボランティアセンター

東区では、災害にあわれた皆さまが一日も早く日常生活を再開させ、安心した生活が送れるよう、ボランティアセンターを開設しています。ボランティアの依頼は、来所、電話、ファクス、E-mailで同センターまでお願いします。

【場所】区総合福祉センター 4階

【電話番号(依頼専用)】080-2931-0442、080-2931-0542

【FAX】264-9254 【E-mail】higashi@shakyohiroshima-city.or.jp

【受付時間】電話(午前9時～午後5時)、ファクス・E-mail(24時間)

岡区社会福祉協議会(☎263-8443、ファクス264-9254)

●防災情報メールに登録しましょう

市では、市民の皆さまの防災対策などに役立てていただくため、「防災情報メール配信システム」を導入しています。あらかじめメールアドレスを登録しておくと、電子メールで防災情報が配信されます。

土砂災害や浸水、河川の増水などの情報を早く入手し、避難するためにも、ぜひご利用ください。

主な配信情報

- *避難勧告や避難指示などの**緊急情報(必須受信)**
- *災害対策本部などの**設置、廃止情報**
- *大雨警報、洪水警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの**防災上重要な情報**

登録方法

- 登録用アドレス(entry@k-bousai.city.hiroshima.jp)に空メールを送る。または、右の二次元コードを読み取る
- 届いたメールに記載されたURLをクリックして、登録用ホームページに接続する
- 利用上の注意事項を確認後、「同意する」ボタンを押す
- 情報の配信を希望する地区を選択し、「次へ」ボタンを押す
- 配信を希望する情報項目を選択して、「次へ」ボタンを押す
- 設定内容の確認を行い、「登録」ボタンを押して完了



フィール

Feel エキキタ — 折り鶴でつながるおもてなし —

広島駅新幹線口周辺地区「エキキタ」では、8月1日～5日に街の発展や災害復興、平和への願いなど、さまざまな思いをこめたイベントが開催されます。また、各会場で折ってもらった折り鶴を集め、シブカ公園でモザイクアートを完成させます。

この夏はエキキタを訪れて、エキキタの新たな魅力とさまざまな思いを感じて(Feel)みませんか。

岡地起こし推進課(☎568-7704、FAX262-6986)

●夏の夜、折りと平和のタベ

千本のロウソクとひまわりの幻想的なイベントで、皆さんをおもてなしします。

☎8月5日(日)午後6時～9時(各社寺イベント詳細は、本紙2頁)

サマー ツリー ●Summer Tree

ヒール ヒロシマ

- Heal Hiroshima -

心の安らぎ、まちの発展・復興への願い。さまざまな思いを込めたSummer Treeが、皆さまの心を癒します。

☎8月3日(金)～31日(金)

☎広島駅新幹線口ペDESTリアンデッキ・南北自由通路



●エキキタおながフェスタ

神楽の上演や、桜が丘高校吹奏楽部による演奏、盆踊りなどのイベントが盛りだくさん!

☎8月5日(日)午後2時～9時

☎二葉の里歴史の散歩道周辺



●広島イラン愛と平和の映画祭

愛と平和をテーマに、イラン映画5作品を上映。

☎8月4日(土)、5日(日)午後0時半～7時半(最終上映)

☎①広島テレビ ホール1階

②八丁座(5日のレイトショー午後9時15分からのみ)





広島市東区役所

7月9日 · 🌐

「平成30年7月豪雨災害の被災者に対する生活上の支援について」 #豪雨、#東区、#西日本、#被害、#情報提供

東区長の篠原です。

平成30年7月豪雨の被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

被害に遭われた皆様への支援等に関する情報を、逐次、区ホームページ及び区フェイスブックで提供してまいりますので、御確認をお願いします。お知り合いの方にも、お伝えくださると助かります。

東区役所一丸となって、皆様が1日も早く日常生活を取り戻せるよう取り組んでおります。区民の皆様の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

●広島市緊急災害情報サイト

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>